

# 福岡県公報

平成二十年三月三十一日  
第二千八百四号  
増刊 ②

## 目次

### 規 則 (第十八号—第三十七号)

福岡県豊表格付条例施行規則の一部を改正する規則	(生産流通課)	二
薬事法施行細則の一部を改正する規則	(薬務課)	八
福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁スポーツ健康課)	一三
福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則	(児童家庭課)	一三
福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障害者福祉課)	二一
福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則	(漁政課)	二一
福岡県介護保険審査会条例施行規則の一部を改正する規則	(介護保険課)	二三
福岡県職員の仕事発明等に関する規則の一部を改正する規則	(管財課)	二三
福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則	(国保・援護課)	二四
福岡県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則	(保健福祉課)	三五
福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	三五
福岡県建設監理監の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	三六
福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則	(治山課)	三六
福岡県財務規則の一部を改正する規則	(出納事務局出納総務課)	三七
福岡県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則	(水産振興課)	四〇

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住宅管理課)	五四
福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建築指導課)	五五
福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(保健福祉課)	五六

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則	(人事課)	五七
---------------------	-------	----

福岡県中小企業診断実施規則の一部を改正する規則	(経営金融課)	七八
-------------------------	---------	----

### 告 示 (第五百八十号—第五百八十二号)

福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示	(生活文化課)	七九
----------------------	---------	----

福岡県森林審議会規程の一部を改正する告示	(治山課)	七九
----------------------	-------	----

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示	(出納事務局出納総務課)	七九
-----------------------------------	--------------	----

### 訓 令 (第十一号—第十九号)

法制審議会規程の一部を改正する訓令	(行政経営企画課)	八〇
-------------------	-----------	----

福岡県職域表彰規程の一部を改正する訓令	(行政経営企画課)	八〇
---------------------	-----------	----

福岡県公印規程の一部を改正する訓令	(行政経営企画課)	八〇
-------------------	-----------	----

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令	(行政経営企画課)	八二
---------------------	-----------	----

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人事課)	八二
---------------------	-------	----

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	八七
--------------------------	-------	----

福岡県営林極印規程の一部を改正する訓令	(緑化推進課)	九三
---------------------	---------	----

福岡県営林経営規程の一部を改正する訓令	(緑化推進課)	九三
---------------------	---------	----

福岡県土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令	(農地計画課)	九三
-------------------------	---------	----

### 議 会

福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示	(議会事務局総務課)	九四
----------------------	------------	----

福岡県議会公印規程の一部を改正する告示	(議会事務局総務課)	九四
---------------------	------------	----

### 教育委員会

福岡県教育庁組織規則及び福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	九五
--	----------	----

九州歴史資料館組織規則等の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	九五
------------------------	----------	----

九州歴史資料館組織規則等の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	九六
------------------------	----------	----

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁総務課) …………… 九八

福岡県教育委員会が実施する指導改善研修における認定の手続等に関する規則

(教育庁教職員課) …………… 九八

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁企画調整課) …………… 九九

福岡県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(教育庁教職員課) …………… 九九

福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱に関する規程

(教育庁総務課) …………… 一〇一

の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) …………… 一〇一

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) …………… 一〇一

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) …………… 一〇二

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程及び福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) …………… 一〇二

監査委員

福岡県監査委員処務規程の一部を改正する告示

(監査委員事務局総務課) …………… 一〇五

規則

福岡県豊表格付条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第十八号

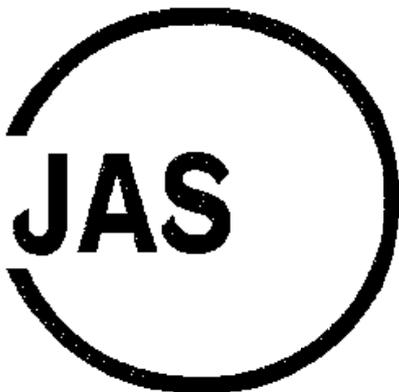
福岡県豊表格付条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県豊表格付条例施行規則(昭和四十八年福岡県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「証紙」の下に「及び原料いぐさの産地名等が確認できる書類」を加える。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

(種類)	(等級)	(たて糸の種類)
(原料いぐさの産地名)		(製織地名) 福岡県
(検査員)		
	(格付機関) ふくおか	
	(格付年月日)	
販売者		

備考 福岡県の県章が入った用紙を使用すること。

様式第2号 (第4条関係)

畳 表 格 付 申 請 書

年 月 日

福岡県知事殿

申請者 住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

福岡県畳表格付条例第5条の規定に基づき、次のとおり畳表の格付を申請します。

1 格付を受けようとする畳表

生産年度	製織地名	原料いぐさの産地名	種類	たて糸の種類	量目	数量	着色剤の使用	備考
							有・無	
							有・無	
							有・無	
計								

市

2 格付希望場所

郡

町

検査場

3 格付希望年月日

年

月

日

4 福岡県領収証紙ちょう付額等

科目		証紙はりつけ欄
証紙金額		
受付月日		
受付者印		
摘要		

添付書類 原料いぐさの産地名、荒い又は選別い別の入手量及び入手年月日が確認できる書類(原草の取引に係る書類の写等)  
なお、製織者が自家生産した本県産の原草の場合は、生産者氏名が確認できる書類(畳表の取引に係る書類の写等)

- 注 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。  
2 畳表の日本農林規格(昭和48年1月農林省告示第15号)第1条の規定により、着色表及び青表は、格付の対象とならない。  
3 原料いぐさの産地名は、国産のものにあつては都道府県名を、輸入したのものにあつては原産国名を事実即して記載すること。

様式第3号 (第5条関係)



年 度 畳 表  
種 表

たて糸の種類

( 麻 麻W 綿 綿W 混紡 混紡W 麻綿W 麻混紡W 綿混紡W )

原料いぐさの産地名

品位区分

等

格付申請枚数

枚

格付申請者

住所 市 町 字  
郡 村

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

( 縦 10センチメートル )  
( 横 6センチメートル )

- 注 1 生産者から委任を受けて格付を申請する場合は、裏面に当該生産者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所を記載すること。
- 2 原料いぐさの産地名は、国産のものにあっては都道府県名を、輸入したものにあっては原産国名を事実即して記載すること。

様式第4号 (第8条関係)

福岡県知事殿

文書番号  
年 月 日

福岡県い業振興協会 印

年 月分の畳表格付実績について

このことについて、福岡県畳表格付条例施行規則第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

種類	たて糸の種類	格付申請枚数	等級別内訳 (単位 枚)				不合格枚数
			特等	1等	2等	小計	
一種	麻						
	麻W						
	綿						
	綿W						
	混紡						
	混紡W						
	麻綿W						
	麻混紡W						
	綿混紡W						
	計						
二種	麻						
	麻W						
	綿						
	綿W						
	混紡						
	混紡W						
	麻綿W						
	麻混紡W						
	綿混紡W						
	計						
三種	麻						
	麻W						
	綿						
	綿W						
	混紡						
	混紡W						
	麻綿W						
	麻混紡W						
	綿混紡W						
	計						
合計	麻						
	麻W						
	綿						
	綿W						
	混紡						
	混紡W						
	麻綿W						
	麻混紡W						
	綿混紡W						
	計						
申請件数			件	手数料額			円

注 格付実績のない畳表の種類（一種、二種及び三種）については記入欄を省略することができる。

(添付:原料いぐさの産地別内訳)

畳表の種類

産地	たて糸の種類	格付申請枚数	等級別内訳 (単位 枚)				不合格枚数
			特等	1等	2等	小計	
福岡	麻						
	麻W						
	綿						
	綿W						
	混紡						
	混紡W						
	麻綿W						
	麻混紡W						
	綿混紡W						
	計						
	麻						
	麻W						
	綿						
	綿W						
	混紡						
	混紡W						
	麻綿W						
	麻混紡W						
	綿混紡W						
	計						
	麻						
	麻W						
	綿						
	綿W						
	混紡						
	混紡W						
	麻綿W						
	麻混紡W						
	綿混紡W						
	計						
合計	麻						
	麻W						
	綿						
	綿W						
	混紡						
	混紡W						
	麻綿W						
	麻混紡W						
	綿混紡W						
	計						

注 1 畳表の種類（一種、二種及び三種）ごとに取りまとめること。  
 なお、格付実績のない畳表の種類については省略することができる。

注 2 産地の欄には、該当する原料いぐさの産地名を記載すること。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県規則第十九号

薬事法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十七年福岡県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号の次に次の二号を加える。

四 法第三十六条の四第一項の規定により知事が実施する試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者が提出する登録販売者試験受験申請書

五 県外に住所を有し、かつ、勤務する登録販売者が提出する申請書、届出書その他の書類

第十三条の次に次の二条を加える。

（登録販売者試験）

第十四条 登録販売者試験を受けようとする者は、登録販売者試験受験申請書（様式第十四号）及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める受験資格を有することを証する書類に写真及び試験手数料を添えて知事に提出しなければならない。

一 省令第五百五十九条の五第二項第一号から第三号までに該当する者 卒業証明書（申請時に原本の提示が可能な場合にあつては、卒業証書の写しでも可とする。）又は卒業見込証明書（ただし、卒業見込証明書を提出した者にあつては、受験日前日までに改めて卒業証明書を提出することとする。）

二 省令第五百五十九条の五第二項第四号に該当する者 卒業証明書（申請時に原本の提示が可能な場合にあつては、卒業証書の写しでも可とする。）及び実務経験証明書又は実務経験見込証明書（様式第十五号。ただし、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第九号）附則第二条の規定により実務に従事した期間とみなされる期間を有する者は、当該期間については様式第十六号によるも

のとす。この場合において、実務経験見込証明書を提出した者にあつては、受験日前日までに改めて実務経験証明書を提出することとする。次号において同じ。）

三 省令第五百五十九条の五第二項第五号に該当する者 実務経験証明書又は実務経験見込証明書

四 前各号に掲げる者以外の者 前各号の者と同等以上の知識経験を有することを確認するために必要な書類

（販売従事登録証の返納）

第十五条 次の各号のいずれかに掲げる理由により販売従事登録証を返納する場合は、様式第十七号による届出書に販売従事登録証を添えて知事に提出しなければならない。

一 省令第五百五十九条の十第四項第二号又は第三号の規定により知事から登録を消除されたとき。

二 省令第五百五十九条の十二第四項の規定により登録証を返納するとき。様式第十三号の次に次の四様式を加える。

様式第14号 (第14条関係)

領収証紙受領済	金額	※		受験番号	
※		年	月	日	取扱者
					※

### 登録販売者試験受験申請書

本籍

住所

連絡先Tel ( ) -

ふりがな  
氏名

印 (男・女)

生年月日 年 月 日

薬事法36条の4第1項の規定による登録販売者試験を受けたいので、別紙関係書類及び受験手数料を添えて申請します。

年 月 日

福岡県知事 殿

- 注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 注2) 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 注3) ※印の欄は、受付機関で記入するため、申請者は記入しないこと。
- 注4) 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
- 注5) 本籍は、都道府県名のみ記入すること。外国籍を有するものは、国名を記入すること。

様式第15号 (第14条関係)

実務経験(見込)証明書

年 月 日

福岡県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の  
販売業者名 印  
代表者氏名  
(許可番号: )  
管理者氏名 印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	〒
薬局、店舗又は 配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

- 業務期間 年 月 ~ 年 月 ( 年 月間)
- 業務内容 (業務期間内に行われた業務に該当する□にレを記入すること。)
  - 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行っていた。
  - 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。
  - 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。
  - 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行っていた。
  - 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務を行っていた。
  - 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務を行っていた。
  - 薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で業務を行っていた。

(注意)

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書で明りょうに書くこと。
- 当該証明を行う者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業の許可を受けており、許可に必要な薬剤師又は登録販売者の配置の要件を満たしているものであること。
- 業務期間は、実務経験被証明者が1カ月に80時間以上、上記2.の業務内容に示された業務を行っていた連続した期間を記入すること。
- 見込証明でない場合は、標題の(見込)を二重線で消すこと。

様式第16号 (第14条関係)

実務経験(見込)証明書

年 月 日

福岡県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の  
販売業者名 印  
代表者氏名  
(許可番号: )

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(生年月日・ 年 月 日)
住 所	〒
薬局、店舗又は 配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 業務期間 年 月 ~ 年 月 ( 年 月間)
2. 業務内容 (業務期間内に行われた業務に該当する□にレを記入すること。)
  - 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行っていた。
  - 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。
  - 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。
  - 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行っていた。
  - 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務を行っていた。
  - 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務を行っていた。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書で明りょうに書くこと。
- 3 当該証明を行う者は、薬局、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業又は配置販売業の許可を受けているものであること。
- 4 業務期間は、実務経験被証明者が1カ月に80時間以上、上記2.の業務内容に示された業務を行っていた連続した期間を記入すること。
- 5 見込証明でない場合は、標題の(見込)を二重線で消すこと。

様式第17号 (第15条関係)

## 販売従事登録証返納届

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
返納の理由及び年月日	返納の理由 知事による登録消除 登録証再交付後、紛失した登録証を発見 その他 ( ) 返納理由の発生日 年 月 日
備考	

上記により、販売従事登録証を返納します。

年 月 日

届出者住所

氏名

印

福岡県知事

殿

注1) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

注2) 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

注3) 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十号

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を

改正する規則

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則（平成十七年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園の児童、生徒又は園児」を「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の園児、児童又は生徒」に改める。

第七条及び第八条中「スポーツ健康課長」を「体育スポーツ健康課長」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十一号

福岡県児童虐待の防止等に関する法律施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（証票）

第二条 法第八条の二第一項、第九条第一項、第九条の二第一項及び第九条の六に規定

する証票は、様式第一号によるものとする。

（出頭要求告知書）

第三条 法第八条の二第二項の規定による出頭を求める告知は、出頭要求告知書（様式第二号の一）によるものとする。

2 法第九条の二第二項の規定による出頭を求める告知は、出頭要求告知書（様式第二号の二）によるものとする。

（面会・通信制限決定通知書等）

第四条 法第十二条第一項の規定により面会及び通信の制限を行う場合は、保護者に対し、面会・通信制限決定通知書（様式第三号の一）により通知するものとする。

2 法第十二条第一項の規定により面会及び通信の制限を行わなくなった場合は、保護者に対し、面会・通信制限解除決定通知書（様式第三号の二）により通知するものとする。

（接近禁止命令書等）

第五条 法第十二条の四第一項の規定により接近禁止を命ずる場合（法第十二条の四第二項の規定により期間を更新する場合を含む。）は、接近禁止命令書（様式第四号の一）を交付するものとする。

2 法第十二条の四第六項の規定により接近禁止命令の取消しをする場合は、接近禁止命令取消書（様式第四号の二）を交付するものとする。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

(表)

証 票				
第	号	年	月	日交付
所 属				
職氏名				
上記の者を		児童虐待の防止等に関する法律第8条の2 児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項 の規定により 児童虐待の防止等に関する法律第9条の2第1項 児童虐待の防止等に関する法律第9条の6		
児童委員 児童の福祉に関する事務に従事する職員				
であることを証明します				
福岡県知事				印

(裏)

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

(出頭要求)  
 第8条の2 都道府県知事は児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(立入調査等)  
 第9条第1項 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(再出頭要求等)  
 第9条の2第1項 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(臨検又は捜索に際しての身分の証明)  
 第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式第2号の1 (第3条関係)

発第 号  
平成 年 月 日

## 出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
出 頭 を 求 め る 日 時 及 び 場 所	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
同 伴 す べ き 児 童	場 所	
	氏 名	男・女
出頭を求める理由と なった事実の内容	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所		
連絡先電話番号		

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号の2 (第3条関係)

第 号  
平成 年 月 日

## 出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求める日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
出頭を求める理由となった事実の内容		
連絡先住所 連絡先電話番号		

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第3項に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第3号の1 (第4条関係)

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  
下記の児童との面会  
下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所 連絡先電話番号		

- (注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること

別記様式第3号の2 (第4条関係)

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限解除決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

次のとおり、〇〇〇児童相談所長が、平成 年 月 日 発第 号により  
制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく

下記の児童との面会

下記の児童との通信

の制限を解除します。

制限を解除される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限を解除する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所		
連絡先電話番号		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号の1 (第5条関係)

発第 号  
平成 年 月 日

## 接近禁止命令書

(保護者氏名) 殿

福岡県知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定に基づき、次のとおり命令する。

命令を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
命令の内容	福岡県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいてはならない。	
命令をする理由		
命令の有効期間	本日 から 平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福祉労働部児童家庭課	
連絡先電話番号	092-643-3256	

(注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。

2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号の2 (第5条関係)

発第 号  
平成 年 月 日

接近禁止命令取消書

(保護者氏名) 殿

福岡県知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、福岡県知事が、平成 年 月 日 発第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。

命令を取り消される者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
命 令 の 内 容	福岡県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならない。	
命令を取り消す理由		
対 象 と な る 児 童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連 絡 先 住 所	福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福祉労働部児童家庭課	
連 絡 先 電 話 番 号	092-643-3256	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡  
福岡県規則第二十二号

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成十二年福岡県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「福岡県 和健福祉福祉事務所」を「福岡県福岡福祉事務所」に改める。

様式第五号中「漁獲」を「送付」に改め、「和健福祉事務所」を削り、「福岡漁業」を「福岡漁業」に改め、「福岡漁業」を「福岡漁業」に改め、「和健福祉事務所」を削る。

様式第十二号中「福岡県知事」を「福岡県知事」に改め、「和健福祉事務所」を削る。

様式第十三号中「福祉事務所」を「福祉事務所」に改め、「和健福祉事務所」を削る。

様式第十四号中「和健福祉事務所」を「福岡漁業」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日 福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十二号

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

福岡県漁業調整規則（昭和四十三年福岡県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条」を「第五十六条」に、「第五十八条 第六十一条」を「第五十七条 第六十条」に改める。

第一条中「第六十五条第一項及び」を「第六十五条第一項及び第二項並びに」に改め、「第四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第三条中「第十五号に掲げる」を「第十四号に規定する」に改める。

第六条の表手繰第二種漁業の項中「えびこぎ網漁業」を「なまこぎ網漁業・えびこぎ網漁業」に改め、手繰第三種漁業の項中「貝けた網漁業」を「けた網漁業・貝けた網漁業」に改める。

第七条を次のように改める。

（漁業の許可）

第七条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号から第十八号までに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第九号、第十四号、第十七号、第十八号及び第二十号に規定する漁業にあつては、法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りではない。

一 小型まき網（総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。）

二 機船びき網（昭和二十五年五月農林省告示第百二十九号に規定する福岡県豊前海区（以下「豊前海区」という。）においては、総トン数五トン未満の動力漁船を使用するものに限る。以下「機船びき網漁業」という。）

三 こち網（以下「こち網漁業」という。）

四 潜水器（簡易潜水器を使用するものを除く。以下「潜水器漁業」という。）

五 おちのり網（固定網具を使用するものに限る。以下「おちのり網漁業」という。）

六 さし網（第八号及び第十四号に掲げる漁業の方法を除く。以下「さし網漁業」という。）

七 小型いかつり（総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型いかつり漁業」という。）

- 八 げんしき網（以下「げんしき網漁業」という。）
- 九 敷網（第十五号に掲げる漁業の方法を除く。以下「敷網漁業」という。）
- 十 集魚灯利用すくい網（以下「集魚灯利用すくい網漁業」という。）
- 十一 底びき網（無動力漁船を使用するものに限る。以下「底びき網漁業」という。）
- 十二 空釣なわ（第三十七条第五号に規定する漁業を除く。以下「空釣なわ漁業」という。）
- 十三 延なわ（豊前海区において動力漁船を使用したい、ちぬ、ふぐ又ははもを採捕することを目的とするものに限る。以下「延なわ漁業」という。）
- 十四 固定式さし網（以下「固定式さし網漁業」という。）
- 十五 あんこう網（以下「あんこう網漁業」という。）
- 十六 しいらづけ（以下「しいらづけ漁業」という。）
- 十七 たこつば（改良たこつばを使用するものを含む。以下「たこつば漁業」という。）
- 十八 かご（以下「かご漁業」という。）
- 十九 簡易潜水器（以下「簡易潜水器漁業」という。）
- 二十 小型定置網（第三十七条第三号に規定する漁業を除く。以下「小型定置網漁業」という。）
- 二十一 建干網（江切網又は建切網を使用するものを含む。以下「建干網漁業」という。）
- 二十二 地びき網（以下「地びき網漁業」という。）
- 第八條第一項中「第七号までに掲げる」を「第十八号までに規定する」に改める。
- 第二十五條第一項中「第七條各号に掲げる」を「第七條各号に規定する」に改める。
- 第三十一條第二項中「第四十九條」を「第四十八條」に改める。
- 第三十七條を次のように改める。  
（漁業の禁止）
- 第三十七條 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、法第六十五條第一項及び水産資源保護法第四條第一項の規定に基づき、営んではならない。  
一 空釣こぎ（文鎮こぎ漁業及びかけなわこぎ漁業を含む。）

- 二 狩込式瀬建網
- 三 瀧羽瀬
- 四 沖縄式追込網（豊前海区を除く。）
- 五 筑前海区空釣なわ（昭和二十五年農林省告示第百二十九号に規定する筑前海区）以下「筑前海区」という。）におけるものに限る。）
- 六 たいらぎ掻き
- 第四十一條の表を次のように改める。

漁業種類	禁止区域
小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業のうち、手びき網漁業を除く。）	有明海区海域
手繰第一種漁業（いか巣びき網漁業を除く。）	筑前海区海域
ほら囲さし網漁業	有明海区海域

- 第四十二條及び第四十三條を削り、第四十三條の二を第四十二條とし、第四十四條を第四十三條とする。
- 第四十五條第一項の表中中型まき網漁業及び小型まき網漁業の項及び敷網漁業の項並びに同条第二項を削り、同条を第四十四條とし、第四十六條から第五十條までを一条ずつ繰り上げる。
- 第五十一條第三項中「第四十九條」を「第四十八條」に改め、同条を第五十條とし、第五十二條から第五十七條までを一条ずつ繰り上げる。
- 第五十八條第一項各号を次のように改め、第四章中同条を第五十七條とする。
  - 一 第十五條、第三十四條第一項、第三十五條、第三十六條、第三十八條から第四十四條まで、第四十五條第一項又は第四十七條第六項の規定に違反した者
  - 二 第十四條、第三十二條第一項、第四十五條第四項若しくは第六項又は第四十七條第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者
  - 三 第三十二條第一項又は第四十五條第六項の規定による操業の停止又は岩礁破砕等の停止の命令に違反した者

四 第三十四条第二項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項又は第五十一条の規定による命令を違反した者

第五十九条中「第四十八条第九項」を「第四十七条第九項」に、「第四十七条」を「第四十六条」に改め、同条を第五十八条とする。

第六十条中「第五十八条」を「第五十七条」に改め、同条を第五十九条とする。

第六十一条中「第四十八条第九項」を「第四十七条第九項」に、「第四十八条第五項」を「第四十七条第五項」に、「第五十四条」を「第五十三条」に改め、同条を第六十条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福岡県漁業調整規則(以下「旧規則」という。)の規定によりされた許可その他の処分であつて、この規則の施行の際、現にその効力を有するものは改正後の福岡県漁業調整規則(以下「新規則」という。)の規定によりされた処分とみなす。

3 前項の規定により、新規則の規定によりされたものとみなされる許可の内容のうち、機船船びき網漁業のうち沖取網漁業及び地こぎ網漁業における旧規則第四十二条の規定、敷網漁業における旧規則第四十五条の規定並びに法第六十六条第一項の規定により許可を受けているものに対する旧規則第四十一条、第四十三条及び第四十五条の規定の適用については、前項の規定による有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

4 旧規則の規定によりされた申請、届出等の行為であつて、新規則の施行の際、現に有効に行われているものについては、新規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

5 新規則の施行前にした行為及び新規則の附則においてなお従前の例によることとされる場合における新規則の施行後にした行為に対する処分及び罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県介護保険審査会条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十四号

福岡県介護保険審査会条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県介護保険審査会条例施行規則(平成十一年福岡県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「診療報酬の算定方法(平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号)」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」に改める。

第七条中「保健福祉部介護保険課」を「保健医療介護部介護保険課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十五号

福岡県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職務発明等に関する規則(昭和四十七年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(職務発明審査会)

第十八条 次に掲げる事務を行うため、職務発明審査会(以下「審査会」という。)を置く。

一 前条に規定する不服の申出及びこの規則の改正について、意見を述べること。

二 発明等の運用状況について報告を受け、必要に応じ、意見を述べること。  
三 その他知事が必要と認めること。

第十九条第四項中「保健福祉部長」を「保健医療介護部長」に、「農政部長、水産林務部長、土木部長」を「農林水産部長、県土整備部長」に改める。

第二十二条中「管財課」を「財産活用課」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十六号

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年福岡県条例第七号。以下「条例」という。)第十一条の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出)

第二条 福岡県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、特定期間(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第百十六条第二項第一号の特定期間をいう。以下同じ。)の前年度の三月三十一日までに、別に定めるところにより次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 療養の給付等に要する費用の額見込額計算書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(抛出時期)

第三条 条例第三条第三項に規定する抛出時期は、各年度の十二月二十八日(その日が福岡県の休日定める条例(平成元年福岡県条例第二十三号)第一条に定める県の休日当たるときは、その直前の県の休日でない日とする。第十一条において同じ。)

とする。

(交付の申請)

第四条 広域連合は、法第百十六条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けようとする場合は、特定期間の最終年度の知事が別に定める日までに、別に定めるところにより交付金交付申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 交付金額計算書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第五条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書等を審査の上、交付金を交付することが適当と認めるときは、交付及び交付額を決定し、その決定の内容を広域連合に対し通知するものとする。

(交付金の交付)

第六条 広域連合は、前条の規定により交付の決定を受け、交付金の交付を受けようとするときは、交付金請求書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(特定期間の初年度における借入れの申請)

第七条 広域連合は、特定期間の初年度において、法第百十六条第一項第二号に掲げる事業に係る貸付金(以下「貸付金」という。)の貸付けを受けようとする場合は、当該年度の二月末日までに、別に定めるところにより貸付金借入申請書(その一)(様式第三号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 貸付金額計算書
- 二 貸付金償還計画書
- 三 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(特定期間の最終年度における借入れの申請)

第八条 広域連合は、特定期間の最終年度において、基金から貸付金の貸付けを受けようとする場合は、当該年度の知事が別に定める日までに、別に定めるところにより貸付金借入申請書(その二)(様式第四号)に前条の各号に掲げる書類を添えて知事に

提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第九条 知事は、前二条の規定により提出された借入申請書を審査の上、貸付金を貸し付けることが適当と認めるときは、貸付け及び貸付額を決定し、その決定の内容を広域連合に対し通知するものとする。

(貸付金の貸付け)

第十条 広域連合は、前条の規定により貸付けの決定を受け、貸付金の貸付けを受けようとするときは、貸付金請求書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書の提出があつたときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。

3 広域連合は、貸付金の貸付けを受けたときには、直ちに借用証書(様式第六号)を知事に提出しなければならない。

(各年度の償還金の納付期限)

第十一条 広域連合は、条例第八条に規定する各年度の償還金を、当該年度の十二月二十八日までに納付しなければならない。

(償還期限等の延期)

第十二条 広域連合は、災害その他特別の事情がある場合において、条例第九条第一項の規定に基づき、償還期限又は各年度の納付期限(以下「償還期限等」という。)の延期を求めるときは、償還期限等の二十日前までに、償還期限等延期申請書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査の上、償還期限等の延期の可否及び延期を認める場合にあってはその期限を決定し、その決定の内容を広域連合に対し通知するものとする。

(任意の繰上償還)

第十三条 広域連合が、条例第十条第二項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の二十日前までに、繰上償還通知書(様式第八号)を知事に提出しなければならない。

(借入台帳の整備)

第十四条 広域連合は、貸付金の貸付けを受けたときには、基金借入台帳を整備しな

ればならない。

(交付金及び貸付金の額の減額等)

第十五条 知事は、広域連合が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金若しくは貸付金の額を減額し、又は交付若しくは貸付けを行わないこととすることができる。

一 保険料収納必要額を不当に過少に見込んだこと又は予定保険料収納率を不当に過大に見込んだことにより、不当に過大な交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けようとしたとき。

二 医療に要する費用の適正化又は予定保険料収納率の確保を図るための取組を怠つたことにより、交付金又は貸付金の額が不当に過大となるとき。

三 偽りその他不正の手段により、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けようとしたとき。

四 この規則に規定する交付又は貸付けに係る手続を怠つたとき。

2 知事は、広域連合が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の全部若しくは一部について交付決定を取り消し、又は貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させることができる。

一 保険料収納必要額を不当に過少に見込んだこと又は予定保険料収納率を不当に過大に見込んだことにより、不当に過大な交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けたことが判明したとき。

二 偽りその他不正の手段により、交付金の交付又は貸付金の貸付けを受けたことが判明したとき。

三 前項第四号に該当したとき。

四 交付金又は貸付金を後期高齢者医療財政の不足額を補充する目的以外に使用したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるとき。

(報告及び調査)

第十六条 知事は、必要があると認めるときは、広域連合に対し、この規則に定めるもののほか、交付金又は貸付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができるものとする。

(補則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十年度を初年度とする特定期間における第二条の規定の適用については、同条中「前年度の三月三十一日」とあるのは、「初年度の四月三十日」とする。

様式第1号 (第4条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

交付金交付申請書

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成20年福岡県規則第26号）第4条の規定により、福岡県後期高齢者医療財政安定化基金交付金について下記のとおり交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額
- 2 交付条件 高齢者の医療の確保に関する法律その他の関係法令並びに福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則のとおり

様式第2号 (第6条関係)

文 書 番 号

交 付 金 請 求 書

金額	_____ 円
----	---------

ただし、 年 月 日付第 号をもって交付決定の通知を受けた福岡県後期高齢者医療財政安定化基金交付金

上記金額を請求します。

年 月 日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

福岡県知事 殿

様式第3号 (第7条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

貸付金借入申請書 (その1)

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則 (平成20年福岡県規則第26号) 第7条の規定により、福岡県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金について下記のとおり借入れしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借入申請額
- 2 貸付条件 高齢者の医療の確保に関する法律その他の関係法令並びに福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則のとおり

様式第4号 (第8条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

貸付金借入申請書 (その2)

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則 (平成20年福岡県規則第26号) 第8条の規定により、福岡県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金について下記のとおり借入れしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借入申請額
- 2 貸付条件 高齢者の医療の確保に関する法律その他の関係法令並びに福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則のとおり

様式第5号 (第10条関係)

文 書 番 号

貸 付 金 請 求 書

金額	円
----	---

ただし、 年 月 日付第 号をもって貸付決定の通知を受けた福岡県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金

上記金額を請求します。

年 月 日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

福岡県知事 殿

様式第6号 (第10条関係)

文書番号

借用証書

金額		円
----	--	---

上記金額は、次の条件で借用します。

- 1 借入対象事業名
- 2 据置期限 年 3 月 3 1 日
- 3 償還期限等 年 3 月 3 1 日
  - 償還期限
  - 各年度の償還金及び納付期限
  - 円 年 月 日まで
  - 円 年 月 日まで

4 延滞金支払いの方法

償還期限に償還金を延滞した場合は、延滞した金額につき、延滞日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額を延滞金として支払います。

5 その他

この貸付金の運用、償還等に関しては、高齢者の医療の確保に関する法律その他の関係法令並びに福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例及び福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の関係条項並びに貸付決定において付された貸付条件に従います。

年 月 日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

福岡県知事 殿

様式第7号 (第12条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

償還期限等延期申請書

年 月 日付第 号で貸付決定を受けた福岡県後期高齢者医療財政安定化基金貸付金の償還期限等を下記のとおり延期したいので、福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成20年福岡県規則第26号）第12条の規定により申請します。

記

	貸付決定内容	延期申請内容
償還期限	年 月 日	年 月 日
各年度の納付期限及び償還金額	第1回 年 月 日まで 円	第1回 年 月 日まで 円
	第2回 年 月 日まで 円	第2回 年 月 日まで 円
	第3回 年 月 日まで 円	第3回 年 月 日まで 円
	第4回 年 月 日まで 円	第4回 年 月 日まで 円
	第5回 年 月 日まで 円	第5回 年 月 日まで 円
	第6回 年 月 日まで 円	第6回 年 月 日まで 円

理由

様式第8号 (第13条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 印

繰上償還通知書

年 月 日付第 号で貸付決定を受け、年 月 日  
貸付けを受けた貸付金を、下記のとおり繰上償還したいので、福岡県後期高齢者医療  
財政安定化基金条例施行規則（平成20年福岡県規則第26号）第13条の規定によ  
り通知します。

記

借 用 証 書 番 号	
借 入 額	円
償 還 期 限	
既 償 還 額	円
繰 上 償 還 額	円
繰 上 償 還 期 日	

繰上償還の理由

福岡県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十七号

福岡県社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県社会福祉法施行細則（昭和二十九年福岡県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（申請書等の様式）

第二条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法第三十一条第一項による社会福祉法人設立認可申請書 様式第一号
- 一の二 法第四十三条第一項による定款変更認可申請書 様式第一号の二
- 一の三 法第四十三条第三項による定款変更届 様式第一号の二
- 一の四 法第四十六条第二項による解散認可（認定）申請書 様式第一号の三
- 一の五 法第四十六条第三項による解散届 様式第一号の三
- 一の六 法第四十九条第二項による合併認可申請書 様式第一号の四その一又はその二
- 一の七 法第五十五条において準用する民法第八十三条による清算結了届 様式第一号の五
- 一の八 法第六十二条第一項による事業開始届 様式第一号の六
- 二 法第六十二条第三項による許可申請書 様式第一号の六
- 三 法第六十三条第一項による変更届 様式第二号
- 四 法第六十三条第二項による許可申請書 様式第二号
- 五 法第六十四条による廃止届 様式第三号
- 六 法第六十七条第一項による事業開始届 様式第四号
- 七 法第六十七条第二項による許可申請書 様式第四号
- 八 法第六十八条による変更届 様式第一号

九 法第六十八条による廃止届 様式第三号

十 法第六十九条第一項による事業開始届 様式第四号

十一 法第六十九条第二項による変更届 様式第一号

十二 法第六十九条第二項による廃止届 様式第三号

十三 法第七十三条第一項による寄附金募集許可申請書 様式第五号

十四 法第七十三条第三項による寄附金募集の結果報告書 様式第六号

第四条第一項中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「のうち、町村の区域内で児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項の保育所を経営しようとする者又は経営する者に係るものにあつては、当該町村の区域」を「は、主たる事務所の所在地又は社会福祉事業に係る施設若しくは事業所の所在地」に改め、「保健福祉環境事務所長」の下に、「（大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長）」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十八号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一 本庁の表第一号の三の二中「出納事務局長」を「会計管理局长」に、「出納事務局等」を「会計管理局等」に改め、同表中

6 医監	上司の命を受け、保健福祉部の保健及び医療に係る技術に関する
	ことを掌理する。

を

6 医監	上司の命を受け、保健医療介護部の保健及び医療に係る技術に関することを掌理する。
6の2 調整監	上司の命を受け、食の安全の総合的推進に係る調整に関する事務を掌理する。

改め、同表第八号中「部又は」を削り、第九号の二の次に次のように加える。

9の2の2 監	地域企画 上司の命を受け、企画、調整等に関する事務のうち地域振興に係る専門事項に関するものを掌理する。
---------	--

別表の一 本庁の表第九号の七中「保健福祉部監査保護課」を「保健医療介護部高齢者支援課及び福祉労働部福祉総務課」に改め、「社会福祉施設」の下に「等」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県建設監理監の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二十九号

福岡県建設監理監の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県建設監理監の職の設置に関する規則（平成三年福岡県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県水資源対策長等の職の設置に関する規則

本則を第二条とし、同条に見出しとして「（建設監理監）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（水資源対策長）

第一条 利水調整などの水資源対策業務と治水事業を一体的に推進するため、県土整備

に

部に臨時に次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は下欄に掲げるとおりとする。

水資源対策長	上司の命を受け、県土整備部の事務のうち水資源対策に関するものを掌理し、水資源対策課及び北部福岡緊急連絡管建設室の所属職員並びに当該事務を担当する職員を指揮監督する。
--------	--

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十号

福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則

福岡県森林法施行細則（平成十二年福岡県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

様式第十二号中「完了予定年月日」を「完了年月日」に改める。

様式第十五号中

都市計画法適用区域 内・外	
1 市街化区域	2 市街化調整区域
3 米線引区域	
ア 用途地域（ ）地域	
イ 未指定	

を

都市計画区域、用途地域	
1 市街化区域	（ ）地域
2 市街化調整区域	
3 米線引区域	（ ）地域
4 準都市計画区域	（ ）地域
5 都市計画区域外	

に、

「登記簿上」を「登記事項上」に、

区域内及び隣接地の保安林の有・無	確認日（年 月 日）	確認場所（治山課、	農林事務所）
------------------	------------	-----------	--------

を

区域内及び隣接地の保安林の有・無	有・無	確認日（年 月 日）	確認場所（森林保全課、	農林事務所）
------------------	-----	------------	-------------	--------

に、

他の法令の手續 状況 母體中 終了等	を	他法令の手續状況 母體中 終了等	に改める。
-----------------------------	---	------------------------	-------

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十一号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則（昭和三十九年福岡県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号、第三条第一項及び第二項中「出納事務局長」を「会計管理局长」に改める。

第五条、第六条第三項、第九条第二項、第十条第二項及び第十条の二第四項中「出納事務局出納総務課長」を「会計管理局长会計課長」に改める。

第十一条第三項中「出納事務局」を「会計管理局长」に改め、同項中第五号を第八号とし、第一号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 支出負担行為の事前合議の審査を行うこと。

二 支出負担行為の審査確認及び支払決定を行うこと。

三 資金決済表、送金依頼書又は口座振替依頼書の交付をすること。

第十一条第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、同項第四号中「支払決定」の下に「（会計管理局长に属する事務を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号中「出納事務局」を「会計管理局长」に改め、同号を同項第四号とする。

第十三条第二項及び第三項中「出納事務局長」を「会計管理局长」に、「出納総務課長」を「会計管理局长会計課長」に改める。

第五十三条の二中「出納事務局出納総務課長」を「会計管理局长会計課長」に改める。

第七十七条第二項及び第三項中「出納事務局出納総務課長」を「会計管理局长会計課長」に改め、同条第四項中「出納事務局出納総務課長」を「会計管理局长会計課長」に、「出納事務局出納総務課」を「会計管理局长会計課」に改める。

第八十条並びに第八十五条第一項及び第四項中「出納事務局長」を「会計管理局长」に改める。

第八十五条の三第一項及び第二項中「出納事務局」を「会計管理局长」に改める。

第九十五条第三項及び第七十七条の二第二項中「出納事務局出納総務課長」を「会計管理局长会計課長」に改める。

第九十六条第二項表の一の項資金前渡職員の代理者の欄中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

第二百二十六条第二項中「出納事務局長」を「会計管理局长」に改める。

第二百七十三条第一項中「三・四パーセント」を「三・七パーセント」に改める。

第二百八十七条第四項中「管財課長」を「財産活用課長」に改める。

第二百九十条に次の一項を加える。

8 第一項から第六項までの規定にかかわらず、入札から落札者の決定までに一定の期間を設ける入札の場合の入札保証金の収納保管については、第九十四条第一項、第二項、第三項第一号、第四項、第五項第一号、第六項及び第七項の規定を準用する。第九十一条に次の一項を加える。

6 第一項から第四項までの規定にかかわらず、前条第八項に規定する入札の場合の入札保証金の払戻しについては、第九十四条第八項の規定を準用する。

<p>2 総務事務センター課長</p>	<p>1 会計管理局長 会計課長 会計課副課長 会計課課長補佐 財務会計係長 資金決算係長 審査第一係長 審査第二係長</p> <p>一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管（三の項に規定する出納員に委任されたものを除く。）を行うこと。 二 小切手の振り出しをすること。 三 資金決済表、送金依頼書又は口座振替依頼書を交付すること。 四 公有財産又は基金に属する有価証券の出納保管並びに保管有価証券の保管及び払戻しを行うこと。 五 物品（証紙に限る。）の出納及び保管を行うこと。 六 支出負担行為の事前合議の審査並びに支出負担行為の審査確認及び支払決定を行うこと。</p>	<p>第二百条の三第二項中「出納事務局出納総務課長」を「会計管理局会計課長」に改める。 第二百一条第一号中「出納事務局」を「会計管理局」に改める。 第二百二条第二項及び第二百十六条第四項中「管財課長」を「財産活用課長」に改める。 第二百二十五条第一項中「期間を超えてすることができない」を「期間とする」に改め、同項第二号中「第二十四条」を「第二十三条」に、「二十年」を「五十年未満」に改め、同項第四号中「二十年」を「二十年内」に改め、同項第五号中「十年」を「十年以内」に改め、同項第六号中「五年」を「五年以内」に改める。 第二百二十八条中「管財課長」を「財産活用課長」に改める。 第二百二十七条第一項及び第二百五十五条第一項中「出納事務局出納総務課長」を「会計管理局会計課長」に改める。 別表一を次のように改める。</p>
<p>一 物品（記帳省略物品及び証紙を除く。）の出納及び保管（使</p>	<p>一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管（三の項に規定する出納員に委任されたものを除く。）を行うこと。 二 小切手の振り出しをすること。 三 資金決済表、送金依頼書又は口座振替依頼書を交付すること。 四 公有財産又は基金に属する有価証券の出納保管並びに保管有価証券の保管及び払戻しを行うこと。 五 物品（証紙に限る。）の出納及び保管を行うこと。 六 支出負担行為の事前合議の審査並びに支出負担行為の審査確認及び支払決定を行うこと。</p>	<p>総務事務センター副課長 本項に掲げる事務を担当する総務事務センターの企画主幹及び企画主査 用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと。 二 支出負担行為の審査確認及び支払決定を行うこと（会計管理局に属する事務を除く。）。 三 総務事務センターにおいて支出負担行為の事務を行う旅費に係る資金前渡額、概算額又は支出事務の委託額がその精算額と同額であるときはその精算額の確認を行うこと。 四 第八十九条第一号二、ホ及びへに掲げる源泉徴収に係る所得税等の収納及び収納金の払込みを行うこと。</p>
<p>一 当該課に属する歳入の収納及び収納金の払込みを行うこと（証紙条例第二条第一項に規定する使用料及び手数料に係る歳入の収納及び収納金の払込みを除く。）。</p>	<p>3 課の会計事務を担当する係の係長及びこの職を置かない課にあつてはこれに相当する職にある者（会計事務を担当する係の係長又はこれに相当する職にある者が二人以上あるときは、会計事務を総括する係の係長又はこれに相当する職にある者）</p> <p>一 記帳省略物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと。 二 当該課に属する返納金等の収納及び収納金の払込みを行うこと（総務事務センターにおいて返納通知の決定をした報酬、共済費、賃金又は旅費に係る返納金等の収納及び収納金の払込みを除く。）。 三 資金前渡、概算払又は支出事務の委託の精算の場合において、資金前渡額、概算額又は支出事務の委託額がその精算額と同額であるときはその精算額の確認を行うこと（総務事務センターにおいて支出負担行為の事務を行う旅費を除く。）。 四 第二百二十八条の二に規定するつり銭資金の保管に関する事務を行うこと。</p>	<p>一 当該課に属する歳入の収納及び収納金の払込みを行うこと（証紙条例第二条第一項に規定する使用料及び手数料に係る歳入の収納及び収納金の払込みを除く。）。 二 当該課に属する返納金等の収納及び収納金の払込みを行うこと（総務事務センターにおいて返納通知の決定をした報酬、共済費、賃金又は旅費に係る返納金等の収納及び収納金の払込みを除く。）。 三 資金前渡、概算払又は支出事務の委託の精算の場合において、資金前渡額、概算額又は支出事務の委託額がその精算額と同額であるときはその精算額の確認を行うこと（総務事務センターにおいて支出負担行為の事務を行う旅費を除く。）。 四 第二百二十八条の二に規定するつり銭資金の保管に関する事務を行うこと。</p>

4 警察本部会計課長	<p>五 第八十九条第一号イ及び第二号イに掲げる入札保証金並びにこれに代わる有価証券の出納保管を行うこと（落札者に係るものの払戻しを除く。）。</p> <p>六 第八十九条第一号ニ、ホ及びへに掲げる源泉徴収に係る所得税等の収納及び収納金の払込みを行うこと（総務事務センターに属する事務を除く。）。</p> <p>七 第八十九条第一号トに掲げるその他の保管現金の収納及び収納金の払込みを行うこと。</p> <p>八 第八十九条第二号に掲げる保管有価証券の収納を行うこと。</p> <p>一 警察本部に属する物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）を行うこと。</p>
------------	--

備考 一の項に掲げる会計管理者の事務のうち第一号の事務を行う同項の出納員は、総務事務センター課長を除く。

別表二水産海洋技術センターの項中「有明海及び豊前海研究所にあつては庶務課長」を「有明海研究所にあつてはのり養殖課長、豊前海研究所にあつては漁業資源課長」に改め、同表「美術館 図書館 九州歴史資料館」の項中「九州歴史資料館」を削る。

別表三管財課の項中「管財課」を「財産活用課」に改め、「児童家庭課」「保健福祉環境事務所」の項の次に次のように加える。

中小企業経営資金課	<p>福岡県中小企業近代化資金貸付金償還金等の収納を担当する職員</p> <p>福岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年福岡県規則第三十五号）第十六条に規定する償還金及び同規則第十八条に規定する違約金の収納並びに福岡県中小企業設備近代化資金貸付規則の一部を改正する規則（平成十一年福岡</p>
-----------	---

県規則第二百二十四号）による改正前の福岡県中小企業設備近代化資金貸付規則（昭和四十三年福岡県規則第二十八号）第五条に規定する償還金及び同規則第十五条に規定する違約金の収納

別表三住宅管理課の項中「住宅管理課」を「県営住宅課」に改め、商工事務所の項を

削り、同表「警察署」の項中「第五十一条第十五項」を「第五十一条第十

六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

別表六通知者の欄中「出納総務課長」を「会計管理局会計課長」に改める。

様式第一号、様式第一号の二、様式第二号及び様式第二号の三中「任務職務即任務課長」を「任務職務即任務課長」に改める。

様式第四十三号中「任務職務即任務課長」を「任務職務即任務課長」に改める。

様式第六十二号の二中

任務職務即任務課長	係員	任務課長	出納総務課長
-----------	----	------	--------

を

任務職務即任務課長	係員	任務課長	会計管理局会計課長
-----------	----	------	-----------

に改

め。

様式第九十五号中「任務職務即任務課長」を「会計管理局会計課長」に改める。

様式第三百三十一号その三及び様式第三百三十一号その三中「3.4/ペーセント」を「3.7/ペーセント」に、「うち消費税課長」を「うち消費税及び地方消費税の課長」に改める。

様式第三百三十三号中第四十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、解除により乙に振替があつても、甲はその振替の賠償の責を負わないものとする。

様式第三百三十三号中第四十七条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

第47条の3 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- 二 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となつているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用していき。
- 四 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 第47条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第47条第1項及び前条第1項、第3条、第47条又は第47条の2、第47条から第47条の3まで」の旨を、

第47条第14号中「3.4パーセント」を「3.7パーセント」とし、

第47条第18号、第47条第19号、第47条第21号及び第47条第23号中「出納総務課長」を「会計管理局 課長」とし、

第47条第24号中「出納総務課長」を「会計管理局 課長」とし、

第47条第25号中「出納総務課長」を「会計管理局 課長」とし、

第47条第26号中「出納総務課長」を「会計管理局 課長」とし、

第47条第27号中「出納総務課長」を「会計管理局 課長」とし、

第47条第28号中「出納総務課長」を「会計管理局 課長」とし、

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表三の改正規定（「第十一條第十五項」を「第五十一條第十六項」とし、「同條第十六項」を「同條第十七項」と改める部分に限る。）は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）の施行の日から施行する。

福岡県水面漁業調整規則の一部を改正する規則の公布

平成二十三年三月十一日

福岡県知事 藤 生 毅

福岡県規則三十一号

福岡県水面漁業調整規則の一部を改正する規則

福岡県水面漁業調整規則（昭和二十六年福岡県規則第六十五号）の一部を次のように

に改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に、「漁業の許可」を「水産動植物の採捕の許可」に、「漁業調整」を「水産資源の保護培養及び漁業取締り等」に、「第四十八条」を「第四十九条」に改める。

第一条中「基き、法第二百七条」を「基つき、法第八条第三項」に、「水産動植物の繁殖保護」を「水産資源の保護培養」に、「に關し必要な事項を規定しもつて」を「を圖り、あわせて」に改める。

第二条中「流刺網漁業」を「流刺網による水産動植物の採捕」に改める。  
第一章中第三条の次に次の一条を加える。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第三条の二 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第八条第六項の規定による認可の申請書 別記様式第一号

二 法第十条の規定による免許の申請書 別記様式第三号

三 法第二百九条第一項又は第三項の規定による認可の申請書 別記様式第四号

第二章の章名中「漁業」を「水産動植物の採捕」に改める。

第四条を次のように改める。

(水産動植物の採捕の許可)

第四条 次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて採捕する場合及び法第二百九条の遊漁規則に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

一 流刺網

二 囲刺網

三 固定式刺網

四 げんしき流網

五 囲網

六 地引網

七 河川の一部を遮断して行つづけ

八 やな(しろつおやなを含む。)

九 鵜飼

第六条第一項を次のように改める。

第四条本文の規定による許可(以下「採捕の許可」という。)(を受けようとする者は、別記様式第五号による申請書を知事に提出しなければならない。

第六条第二項中「許可定数が定められた漁業にかかる」を「許可をする数の最高限度が定められた採捕に係る」に改め、同項ただし書を削り、同条第四項中「外、必要」を「ほか、許可をするかどうかの判断に關し必要」に、「命ずることがある」を「求めることができる」に改める。

第七条を次のように改める。

(許可の有効期間)

第七条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

第八条中「漁業」を「知事は、採捕」に、「知事は、当該」を「その」に、「様式第一号」を「別記様式第六号」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

(許可証の携帯義務)

第九条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該

許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させることをもつて、前項に規定する携帯に代えることができる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第十一条中「上、その他」を「又は水産資源の保護培養のため」、「漁業を許可するにあたり」を「採捕の許可をするに当たり」に、「附する」を「付ける」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第十一条の二 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動植物の採捕をしてはならない。

第十二条の前の見出し中「変更」の下に「の許可」を加え、同条第一項中「漁業」を「採捕」に、「その事由を具した」を「別記様式第七号による」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合には、第六条第四項の規定を準用する。

第十三条を次のように改める。

(許可証の書換え交付の申請)

第十三条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(採捕の許可の内容たる事項を除く。)に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第八号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

第十四条の見出し中「再交付」の下に「の申請」を加え、同条中「者が許可証」を「者は、許可証」に、「遅滞なくその事由を具して、知事」を「速やかに、その理由を付して知事」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十四条の二 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第十二条第一項の規定による許可をしたとき。
- 二 第十三条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

三 第二十六条第一項の規定により、採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

第十五条第一項中「漁業」を「採捕」に、「ときは、遅滞なくその」を「場合には、速やかに、その」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

第十五条第二項中「漁業」を「採捕」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

第十六条の見出し中「漁業」を「採捕」に改め、同条第一項を次のように改める。

知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第四条第一号に掲げる漁具又は漁法につき、採捕の許可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることができる。

第十六条第二項中「きく」を「聴く」に改める。

第十七条から第二十八条までを次のように改める。

第十七条から第十九条まで 削除

(許可をしない場合)

第二十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしない。

一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合

二 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、関係内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、関係内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

第二十一条 削除

(優先順位についての勘案事項)

第二十二条 第四条各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕であつて、第十

六条の規定により、定数を定められたものの許可の優先順位の決定に際しては、知事は、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

- 一 当該水産動物の増産に対する熱意の程度
- 二 当該水産動物の採捕についての経験の程度
- 三 当該水産動物の採捕に、その者の経済が依存する程度  
(許可の取消し)

第二十三条 知事は、採捕の許可を受けた者が第二十条第一項第一号の規定に該当することとなつたときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ関係内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第二十四条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、第二十六条第一項の規定に基づく処分又は法第六十七条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第十一項の規定に基づく命令により水産動物の採捕を停止した期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

4 採捕の許可を受けた者が一年以上その許可に係る水産動物の採捕を休止しようとするときは、休止期間を定め、その理由を付して、あらかじめ知事に届け出なければならない。

5 前項の届け出をした者が休止中の採捕を再開しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

第二十五条 削除

(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)

第二十六条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させることができる。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行うことができる。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第一項又は第二項の場合には、第二十三条第二項の規定を準用する。

第二十七条 削除

(許可の失効)

第二十八条 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散し、若しくは分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可はその効力を失う。

第三章の章名を次のとおり改める。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等

第二十九条中「虞」を「おそれ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。

第三十三条第五号中「三井郡宮の陣橋」を「久留米市宮ノ陣、宮ノ陣橋」に、「鵜飼漁業、火振網漁業、刺網漁業」を「鵜飼、火振網漁法、刺網」に、「さよりすくい網漁業、火振網漁業、鉾突漁業」を「さよりすくい網、火振網漁法、鉾突漁法」に改める。

第三十六条の表矢部川水系の項中「八女郡北川内町大字北川内」を「八女市上陽町北川内」に、「大洲村」を「黒木町」に、「本田橋」を「大洲橋」に改め、同表筑後川水系の項中「三潴郡筑邦町大字里土」を「久留米市荒木町荒木」に、「三潴郡筑邦町、白口県道橋」を「久留米市荒木町下荒木、三川橋」に、「朝倉郡朝倉村恵蘇宿」を「朝倉市山田」に、「浮羽郡吉井町大字橋田乞食江湖刳」を「うきは市吉井町橋田、乞食江湖刳」に、「三井郡筑邦町大字武島」を「久留米市安武町武島」に、「三潴郡三潴町大字草場渚水機」を「久留米市三潴町草場、草場渚水機」に改め、同表今川水系の項中「犀川町柳瀬、山鹿樋ノ口堰」を「みやこ町犀川柳瀬、同犀川山鹿、樋ノ口堰」に、「字赤、枝川湯の口堰」を「大字赤、十津川湯ノ口堰」に改め、同表遠賀川水系の項中「鞍手

郡若宮町字中畑、大淵」を「宮若市三ヶ畑、大淵」に、「鞍手郡宮田町大字宮田字千石」を「宮若市宮田」に改め、同表室見川水系の項中「早良郡早良町亀丸堰」を「福岡市早良区東入部、亀丸堰」に、「次郎堰」を「下流丸井堰」に、「福岡市大字橋本乙井手堰」を「福岡市西区橋本、乙井手堰」に、「小田部堰」を「下流小田部堰」に改め、同表那珂川水系の項中「福岡市須崎橋」を「福岡市博多区須崎町、須崎橋」に、「柳橋上流」を「上流柳橋」に改め、同表紫川水系の項中「小倉市大字蒲生」を「北九州市小倉南区蒲生」に、「むらさき橋」を「紫橋」に改め、同表岩岳川の項中「二又堰」を「下ノ田堰」に改め、同表被川水系の項中「犀川町字木井馬場」を「みやこ町犀川木井馬場」に改め、同表城井川水系の項中「築城町」を「築上町」に、「恵津崎橋」を「越崎橋」に、「上本城」を「本庄」に、「本城」を「本庄」に改める。

第三十七条の表を次のように改める。

期 間	河 川	区 域
二月一日から六月三十日まで	矢部川水系	みやま市瀬高町上庄、瀬高堰の上流五十メートルから下流百五十メートルまで
二月一日から六月三十日まで		みやま市瀬高町文廣、大和堰の上流五十メートルから下流百メートルまで
二月一日から六月三十日まで		柳川市三橋町磯島、三瀬用水路取入口から下流同用水余水路口まで
二月一日から六月三十日まで		みやま市瀬高町廣瀬、広瀬堰の上流十メートルから下流二百メートルまで
二月一日から六月三十日まで		八女市津江、花宗堰の上流七十メートルから下流新矢部川橋まで
二月一日から六月三十日まで		八女市矢原、白木川合流点の下流八十メートルから下流みやま市瀬高町廣瀬、用水路余口まで
二月一日から六月三十日まで		みやま市瀬高町本郷、JR鹿児島本線鉄橋から下流松原堰まで
九月十五日から十月三十一日まで		筑後市大字北長田字西境瀬、松永川合流点から上流二百七十メートルまで
九月十五日から十月三十一日まで		三井郡大刀洗町大字三川字角敷、鳥飼渡場から八幡川原下まで
九月一日から十月十五日まで		筑後川水系

十一月一日から三月三十一日まで		久留米市城島町、江島渚水機入口から上流お仙荒子まで
十一月一日から三月三十一日まで		久留米市城島町、番所水門から上流四百メートルまで
十一月一日から三月三十一日まで		久留米市城島町大依、大清水橋から下流千メートルまで
十一月一日から五月十日まで		久留米市、久留米大橋の下流二十メートルから下流二百メートルまで
三月一日から七月三十一日まで	遠賀川水系	宮若市三ヶ畑、加茂山堰から上流三百メートルまで
三月一日から七月三十一日まで		宮若市三ヶ畑、猿淵から上流二百メートルまで
三月一日から七月三十一日まで		宮若市三ヶ畑、鬼ヶ淵から上流二百メートルまで
一月一日から五月三十一日まで		宮若市宮田、小姓町井堰から上流三百メートルまで
三月一日から六月三十日まで	那珂川水系	福岡市南区老司、老司堰から下流二百メートルまで
一月一日から六月三十日まで		福岡市博多区竹下、番託堰から下流二百メートルまで
十月一日から五月三十一日まで	被川水系	行橋市真菰、鶴堰上流五百メートルから下流中須橋まで
一月一日から五月三十一日まで	城井川水系	築上郡築上町大字高塚、浜の宮大橋から上流五百メートルまで

第三十九条中「様式四号」を「別記様式第九号」に改める。

第四十条第一項中「第三十七条の区域においても」を「第三十七条に規定する禁止区域において」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「にはかり」を「の意見を聴き」に、「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第六条」を「河川法（昭和二十九年法律第六十七号）第七条」に改め、同条第二項中「魚類の繁殖保護」を「水産動植物の保護培養」に、「河川管理の」を「河川管理の」に、「知事の」を「知事の」に改め、同条第三項及び第四項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第五項中「うけようと」を「受けようと」に改める。

第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

(魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第四十一条 魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によつて水産動植物の採捕を行う場合は、河川の流幅の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。

第四十二条 削除

第四十三条第三項中「様式第五号」を「別記様式第十号」に改める。

第四十三条の二を削る。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条、第十一条の二、第二十九条第一項、第三十一条から第三十八条まで、第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

二 第十一条、第二十六条第一項又は第四十三条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

三 第二十六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

四 第二十九条第二項の規定による命令に従わない者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。

ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第四十六条中「、第十三条第一項、第十五条、第二十七条、第四十二条、第四十三条第五項、第四十三条の二第六項、同第十項又は第四十四条」を削る。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第四十八条中「第四十五条」を「第四十五条」に、「行為者」を「行為者」に、「外」を「ほか」に、「各条」を「各本条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条 第九条第三項(第四十三条第六項において準用する場合を含む。)、第十四条、第十三条、第十四条、第十五条第一項若しくは第二項、第二十四条第四項若しくは

は第五項又は第四十三条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。  
様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

様式第 2 号

漁業権（入漁権）行使規則認可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
〇〇漁業協同組合  
理 事 氏 名

印

年 月福岡県告示第〇号によって公示された内〇第〇号に係る漁業権について、別添のように〇〇漁業協同組合内〇第〇号〇〇〇〇漁業権（入漁権）行使規則を制定したので、関係書類を添えて認可を申請します。

様式第3号

〇 〇 漁 業 免 許 申 請 書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）<sup>㊦</sup>

年 月福岡県告示第〇号によって公示された内共（区、定）第〇号漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第六号及び様式第七号を削り、様式第五号を様式第十号とし、様式第四号を様式第九号とし、様式第三号の次に次の五様式を加える。

様式第4号

遊漁規則（変更）許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
〇〇漁業協同組合  
理 事 氏 名 ⑩

年 月福岡県告示第〇号によって公示された内共第〇号に係る第五種共同漁業権について、別添のように〇〇漁業協同組合内共第〇号第五種共同漁業権遊漁規則を制定(変更)したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

様式第5号

〇〇網（漁法）による採捕許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）<sup>㊞</sup>

下記により水産動植物の採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動植物の種類
- 4 採捕期間
- 5 漁具又は漁法の規模及び数
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 船舶総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第6号 (第8条関係)

許可番号第 号

〇〇網 (漁法) による採捕許可証

住 所  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間
- 4 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 5 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 6 許可の有効期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 7 制限又は条件

年 月 日

福岡県知事



様式第7号

〇〇網（漁法）による採捕許可の内容変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）<sup>㊞</sup>

下記により〇〇網（漁法）による採捕の許可の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

項 目	現在の許可の内容	変更しようとする内容

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

様式第8号

〇〇網（漁法）による採捕許可証書換交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）<sup>㊞</sup>

下記により〇〇網（漁法）による採捕許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書き換えしようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	書き換えしようとする内容

- 5 書き換えを必要とする理由

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の福岡県内水面漁業調整規則(以下「旧規則」という。)の規定によりした許可その他の処分であつて、この規則の施行の際、現に効力を有するものは、改正後の福岡県内水面漁業調整規則(以下「新規則」という。)の相当規定によりした許可その他処分とみなす。
- 3 旧規則の規定に基づいてなされた申請、届出等の行為であつて、新規則の施行の際、現に有効に行われているものについては、新規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 4 新規則の施行前にした行為に対する処分及び罰則の適用については、なお従前の例による。

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十二号

福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県営住宅条例施行規則(平成九年福岡県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項ただし書を削り、同項第一号中「住宅管理課」を「県営住宅課」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める場所

第十三条第二項第四号を削る。

第十六条第一項中「住宅管理課長」を「県営住宅課長」に改める。

第二十六条第二項中「県史員」を「県職員」に改める。

様式第二号(表)中「中監」を「県住」に改め、同様式(裏)中「公社」を「指定管理者」に改める。

様式第三号中「中監」を「県住」に、「中監管理課長」を「県住管理課長」に改める。

様式第四号その一(裏)及びその二(裏)中「公社」を「福岡県福祉」に改める。

様式第十号、様式第十二号、様式第十五号、様式第十七号及び様式第十八号中「中監」を「県住」に改める。

様式第十九号その一(表紙)中「中監管理課」を「県住管理課」に改め、同様式その一(表紙裏)中「西日本銀行、福岡シチエ銀行」を「西日本シチエ銀行」に改め、同様式その二(表紙)中「中監管理課」を「県住管理課」に改め、同様式その二(表紙裏)中「西日本銀行、福岡シチエ銀行」を「西日本シチエ銀行」に改める。

様式第二十号(表)中「中監管理課」を「県住管理課」に改め、同様式(裏)中「西日本銀行、福岡シチエ銀行」を「西日本シチエ銀行」に改める。

様式第二十一号(表)中「中監管理課」を「県住管理課」に改め、同様式(裏)中「西日本銀行、福岡シチエ銀行」を「西日本シチエ銀行」に改める。

様式第二十二号(表)及び(裏)中「中監管理課」を「県住管理課」に改める。

様式第二十五号その一及びその二並びに様式第二十六号中「中監」を「県住」に改める。

様式第三十一号(表)及び様式第三十二号その一(表紙)中「中監管理課」を「県住管理課」に改める。

様式第三十二号その一(表紙裏)及びその二(表紙裏)中  
「T-812-77  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県住宅管理課(滞納整理係)を

電話 092-651-1111

内線 4219、4220

「福岡市博多区東公園7番7号

福岡県営住宅課(滞納整理係)」

「西日本銀行、福岡シチエ銀行」を「西日本シチエ銀行」に改める。

様式第三十五号中「住宅管理課」を「県営住宅課」に改め、「住管」を「県住」に改め、「(更正等)額」の次に「(家賃額ではありません。)」を加へ、「支払家賃3」を

「支払家賃」に於て「3支払家賃は家賃の減額申請された場合の承認（減額）前の家賃です。」と認め「4」を「3」に「5」を「4」に「6」を「5」に「7」を「6」に「8」を「7」に

「6 収入区分による収入超過者等 9の家賃

単位：円

収入区分	近傍同種の住宅の家賃 C	本来家賃 B	加算額の率 10 D	収入超過者等の家賃 B + (C - B) × D
超5			1 / 7	
超6			1 / 4	
超7			1 / 2	
超8			1	

を

9 障害者世帯や高齢者世帯等は、入居3年を経過しても収入区分が「6」までの月収の方は、収入超過者には該当しません。

10 加算額の率は、近傍同種の住宅の家賃が本来家賃を上回る場合、その差額に乗じる率です。

「6 収入区分による収入超過者等 8の家賃

単位：円

収入区分	近傍同種の住宅の家賃 C	本来家賃 B	超過者認定年数 7	加算額の率 9 D	収入超過者等の家賃 B + (C - B) × D
超5			1年目	1 / 5	
			2年目	2 / 5	
			3年目	3 / 5	
			4年目	4 / 5	
			5年目以降	1	
超6			1年目	1 / 4	
			2年目	2 / 4	
			3年目	3 / 4	
			4年目以降	1	

こ

超7	1年目	1 / 2
	2年目以降	1
超8	1年目以降	1

8 障害者世帯や高齢者世帯等は、入居3年を経過しても収入区分が「6」までの月収の方は、収入超過者には該当しません。

9 加算額の率は、近傍同種の住宅の家賃が本来家賃を上回る場合、その差額に乗じる率です。

制度改正により、加算額は平成19年度を初年度として、毎年上昇します。（裏面参照）

改め。

様式第三十六号中「住宅管理課」を「県管住宅課」に「住管」を「県住」に改め。

様式第三十九号中「住管」を「県住」に改め。

様式第四十号中「住宅管理課」を「県管住宅課」に「住管」を「県住」に改め。

様式第四十三号の「一」から様式第四十六号まで及び様式第四十八号中「住管」を「県住」に改め。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をこつ使用するこつがとせ。

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を制定し、こつ公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十四号

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）の一部を次のように改

正する。

第十八条の二第三項を次のように改める。

3 施行規則第五条第四項の規則で定める書類は、施行規則第一条の三第一項の表一(イ)項に掲げる図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図とする。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十五号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年福岡県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表五の項上欄中「六の項サ」を「六の項キ」とし、同項下欄中エをサとし、ケからコまでをエからアまでとし、エの前に次のように加える。

フ 施行規則第三十一条の四に規定する医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する認可の申請書

コ 施行規則第三十一条の五に規定する管理者の一部を理事に加え、認可の申請書別表五の項下欄マ中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改め、「規定する」

の下に「医療法人の理事数の特例の」を、「申請書」の下に「(市所管法人の設立と同時に)行うものを含む。」を加え、同マを同欄ケとし、同欄中エをマとし、リからクまでをエからアまでとし、同欄中「医療法人」の下に「(北九州市、福岡市及び久留米市にあつては、当該市内に事務所並びにすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を有する医療法人(以下この項において「市所管法人」という。)を除く。以下ヌ、ヲ、ツ及びケからエまでにおいて同じ。)」を加え、同チを同欄リとし、同欄トの次に次のように加える。

チ 法第四十六条の四第三項第四号に規定する医療法人の業務又は財産に関し不正の

行為等を監事が発見したときの報告に係る書類

別表七の項下欄中エをチとし、イからニまでをニからトまでとし、同欄にイから八までとして次のように加える。

イ 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)附則第五条第六項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第二十二条の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(以下この項において「旧法」という。)第八条第二項の規定により再交付する診療エックス線技師免許証

ロ 旧法第八条第三項の規定により返納する診療エックス線技師免許証

ハ 旧法第十一条第一項の規定により返納する診療エックス線技師免許証

別表七の項下欄に次のように加える。

リ 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和五十九年政令第二百八十六号)附則第三項の規定によりなおその効力を有するとされる同政令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令第一条の

三第一項、第二項第一項、第三項第一項及び第四条第一項に規定する診療エックス線技師の免許に関する申請書

別表九の項下欄口中「麻葉営業者」を「麻葉営業者等」に改め、同欄へ中「向精神薬の品名及び数量」を「向精神薬試験研究施設設置者」に改め、同表一一の項下欄中ミを

イとし、サからメまでをヒからスまでとし、アの次に次のように加える。

サ 施行規則第二百五十九条の七に規定する販売従事登録の申請に係る書類(北九州市、福岡市及び大牟田市に限る。)

キ 施行規則第二百五十九条の八第二項に規定する販売従事登録証(北九州市、福岡市及び大牟田市に限る。)

ク 施行規則第二百五十九条の九に規定する登録販売者名簿の登録事項の変更の届出に係る書類(北九州市、福岡市及び大牟田市に限る。)

メ 施行規則第二百五十九条の十に規定する登録販売者の販売従事登録の消滅の申請に係る書類(北九州市、福岡市及び大牟田市に限る。)

ミ 施行規則第二百五十九条の十一に規定する登録販売者の販売従事登録証の書換え交付の申請に係る書類(北九州市、福岡市及び大牟田市に限る。)

シ 施行規則第二百五十九条の十二に規定する登録販売者の販売従事登録証の再交付の

申請に係る書類（北九州市、福岡市及び大牟田市に限る。）  
 工 施行規則第百五十九条の十二第四項及び第百五十九条の十三の規定により返納する販売従事登録証（北九州市、福岡市及び大牟田市に限る。）

別表一七の項下欄イ中「第一条」を「第三条」に改め、同欄ロ中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改め、同欄ハ中「第四条」を「第六条」に改め、同欄ニ中「第五条第二項」を「第八条第二項」に改め、同欄ホ中「第六条第二項」を「第九条第二項」に改め、同欄ヘ中「第六条第五項」を「第九条第五項」に改め、同欄ト中「第七条」を「第十条」に改め、同表一八の項下欄イ中「第一条」を「第三条」に改め、同欄ロ中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改め、同欄ハ中「第四条」を「第六条」に改め、同欄ニ中「第五条第二項」を「第八条第二項」に改め、同欄ホ中「第六条第五項」を「第九条第五項」に改め、同欄ト中「第七条」を「第十条」に改め、同表二五の項を削り、同表二六の項上欄中「三〇の項」を「二九の項」に改め、同項を同表二五の項とし、同表二七の項上欄中「三一の項」を「三〇の項」に改め、同項を同表二六の項とし、同項の次に次のように加える。

二七 特例条例別表三二の項に規定する障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下この項において「施行規則」という。）の規定による申請書等で別に規則で定めるもの

施行規則第三十五条第一項に規定する育成医療の支給認定の申請に係る書類

別表三二の項下欄ウ中「及び第二項」を削り、同欄ロ中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

三二の二 特例条例別表三五の二の項に規定する福岡県理容師・美容師法施行条例（平成十一年福岡県条例第四十六号）の施行のための規則の規定による申請書等で別に規則で定めるもの

イ 理容師法施行細則（昭和三十四年福岡県規則第四十二号）第七條第一項に規定する出張業務承認申請書

ロ 理容師法施行細則第七條第二項に規定する出張業務承認書

ハ 美容師法施行細則（昭和三十四年福岡県規則第四十三号）第七條第一項に規定する出張業務承認申請書

ニ 美容師法施行細則第七條第二項に規定する出張業務承認書

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十六号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中

「保健福祉部（第二十條）第三十二條」を

生活労働部（第三十二條の二）第三十九條」を

「新社会推進部（第十九條の二）第十九條の五）

保健医療介護部（第二十條）第二十三條の二）に、

福祉労働部（第二十四條）第三十九條」を

「農政部（第五十條）第六十五條」を

水産林務部（第六十六條）第六十九條」を

土木部（第七十條）第七十三條」を

「農林水産部（第五十條）第六十九條」に改める。

県土整備部（第七十條）第七十三條」を

第七條の見出し中「障害者福祉課長」を「健康増進課長」に改め、同条中「保健福祉

部障害者福祉課」を「保健医療介護部健康増進課」に、「障害者福祉課」を「健康増進

課」に改める。

第八條（見出しを含む。）中「障害者福祉課」を「健康増進課」に改める。

第十一條の二第二項中

「福岡県農業総合試験場豊前分場

福岡県農業総合試験場筑後分場

福岡県農業総合試験場八女分場

福岡県農業総合試験場果樹苗木分場 を

福岡県病害虫防除所筑後支所

福岡県病害虫防除所行橋支所

福岡県病害虫防除所筑後支所

福岡県病害虫防除所行橋支所

福岡県農業総合試験場豊前分場 に改める。

福岡県農業総合試験場筑後分場

福岡県農業総合試験場八女分場

福岡県農業総合試験場果樹苗木分場

第十九条の次に次の四条を加える。

(アジア文化交流センター所長委任事項)

第十九条の二 福岡県立アジア文化交流センター所長に、次に掲げる事務を委任する。

一 福岡県立アジア文化交流センターの管理及び運営に関する事務

この号中福岡県立アジア文化交流センター条例(平成十七年福岡県条例第十二号

)を「条例」、福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則(平成十七年福岡県

規則第七十二号)を「規則」という。

イ 条例第三条第二項の規定に基づき、使用料の還付を行うこと。

ロ 条例第四条の規定に基づき、使用料の減免を行うこと。

ハ 規則第二条第二項の規定に基づき、臨時に休館し、又は開館すること。

ニ 規則第三条第二項の規定に基づき、臨時に開館時間等を変更すること。

ホ 規則第四条の規定に基づき、管理及び利用の手続を定めること。

ヘ 規則第九条の規定に基づき、普通観覧料のうち特別展示の観覧料及び特別観覧

料のうちその他の写真撮影等料金を定めること。

(女性相談所長委任事項)

第十九条の三 福岡県女性相談所長に、次の各号に掲げる事務を委任する。

一 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号。以下この号中「法」という。)の施

行に関する事務

イ 法第三十四条第一項第一号の規定に基づき、要保護女子に関する各般の問題に

つき、相談に応ずること。

ロ 法第三十四条第二項第二号の規定に基づき、必要な調査並びに医学的、心理的

及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。

ハ 法第三十四条第二項第三号の規定に基づき、要保護女子の一時保護を行うこと

。

ニ 要保護女子の帰郷のあつせん及び家庭復帰後の生活指導を行うこと。

ホ 要保護女子の関係機関への移送又は保護の委託に関する事務を行うこと。

ヘ 要保護女子の記録等の整備及び保管に関する事務を行うこと。

ト 巡回相談を行うこと。

チ 関係機関との連絡に関する事務を行うこと。

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十

一号。以下この号中「法」という。)の施行に関する事務

イ 法第三条第三項、第四項及び第五項の規定に基づき、配偶者暴力相談支援セン

ターに関する業務を行うこと。

ロ 法第五条の規定に基づき、婦人保護施設において被害者の保護を行うこと。

ハ 法第十四条第二項及び第三項の規定に基づき、裁判所の求めに応じて、書面の

提出又は説明を行うこと。

(バスポートセンター所長委任事項)

第十九条の四 福岡県バスポートセンター所長に、次に掲げる事務(次条においてバス

ポートセンター支所長に委任するものに係る部分を除く。)を委任する。

一 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この条及び次条中「法」という

)の施行に関する事務

この条中旅券法施行令(平成元年政令第百二十二号)を「施行令」、旅券法施行

規則(平成元年外務省令第十一号)を「施行規則」という。

イ 法第三条第一項(ただし書を除く。)、法第九条第一項(ただし書を除く。)

及び法第十条の二の規定に基づき、一般旅券の発給の申請を受理し、外務大臣に

進達すること。

ロ 法第三条第一項ただし書の規定に基づき、一般旅券の発給の申請を直接外務大

臣に行うことが必要であると認めること(法第八条第三項、第九条第四項、第十

- 条第三項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）。
- ハ 法第三条第二項ただし書の規定に基づき、同条第一項第二号に掲げる書類の提出を求めること。
- 二 法第三条第三項の規定に基づき、申請者が人違いでないこと等を立証する書類の提示又は提出を申請者に求めること。
- ホ 法第七条第一項の規定に基づき、一般旅券を申請者に交付すること（法第八条第三項、第九条第四項、第十条第三項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）。
- ヘ 法第八条第一項の規定に基づき、一般旅券の渡航先の追加の申請を受理し、外務大臣に進達すること。
- ト 法第九条第一項ただし書の規定に基づき、一般旅券の記載事項の訂正申請を受理し、外務大臣に進達すること。
- チ 法第十条第一項の規定に基づき、一般旅券の再発給申請を受理し、外務大臣に進達すること。
- リ 法第十二条第一項の規定に基づき、一般旅券の査証欄増補申請を受理し、外務大臣に進達すること。
- 又 法第十七条の規定に基づき、旅券を紛失若しくは焼失した旨又はその旅券を発見した旨の届出を受けること。
- ル 法第十九条第四項の規定に基づき、効力を失った一般旅券の返納を受けること。
- ヲ 法第十九条第五項及び第六項の規定に基づき、効力を失った一般旅券の返納を受けること及び消印をして還付すること。
- ワ 施行令第四条各号に掲げる事務を行うこと。
- カ 施行規則第二条第一項第二号イ及びロの規定に基づき、当該規定に掲げる書類に準ずるものとして特に認めること。
- コ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、法第三条第三項の規定による確認のため適当と認める書類の提示又は提出を申請者に求めること。
- ク 施行規則第三条第一項の規定に基づき、一般旅券発給申請に係る申請者出頭免除申出書の提出を受けること。

- レ 施行規則第三条第二項の規定に基づき、出頭した者にその者に係る施行規則第二条第一項各号に掲げるいずれかの書類及び指定の事実を確認するに足る資料の提示又は提出を求めること。
- ロ 施行規則第六条第二項の規定に基づき、出頭免除願書の提出を受けること。
- ツ 施行規則第六条第三項の規定に基づき、一般旅券を申請者又は申請者が指定した者に交付すること。
- ネ 施行規則第六条第五項の規定に基づき、申請者が指定した者にその者の住所及び身分を確認するために必要な書類並びに指定の事実を確認するに足る資料の提示又は提出を求めること。
- ナ 施行規則第八条第二項の規定に基づき、旅券の追記欄に訂正をした旨及びその日付を記入すること。
- （パスポートセンター支所長委任事項）
- 第十九条の五 福岡県パスポートセンター支所長に、次に掲げる事務を委任する。
- 一 法の施行に関する事務
- イ 前条第一号に掲げる事務
- 第二十條第一項中「次の各号に掲げる保健福祉部保健福祉課」を「次に掲げる保健医療介護部保健医療介護総務課」に改め、同項ただし書を削り、同項中第一号から第五号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第七号までを削り、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「保健福祉部健康対策課」を「保健医療介護部健康増進課」に改め、同項に次のただし書を加える。
- ただし、久留米市の区域においては、久留米保健福祉環境事務所長に、第一号（リ）、ル、ワからタまで及びナ（カからタまでにあつては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の二第一項に係るものに限る。）を除く。）及び第六号に掲げる事務を委任するものとする。
- 第二十條第六項第一号を次のように改める。
- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務
- イ 法第二十三條第一項の規定に基づき、精神保健指定医の診察及び必要な保護の申請を受けること。

- ロ 法第二十四条の規定に基づき、警察官から通報を受けること。
- ハ 法第二十五条の規定に基づき、検察官から通報を受けること。
- ニ 法第二十五条の二の規定に基づき、保護観察所長から通報を受けること。
- ホ 法第二十六条の規定に基づき、矯正施設の長から通報を受けること。
- ヘ 法第二十六条の二の規定に基づき、精神科病院の管理者から届出を受領すること。
- ト 法第二十六条の三の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報を受けること。
- チ 法第二十七条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、法第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十五条の二、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の三の規定による申請、通報又は届出のあつた者若しくは申請等はないが入院させなければ精神病害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者に対し、所属職員を立ち会わせたと、精神保健指定医をして診察をさせること。
- リ 法第二十八条第一項の規定に基づき、法第二十七条第一項の規定により診察を受ける者の保護の任に当たつている者に診察の日時及び場所をあらかじめ通知すること。
- 又 法第二十九条第一項及び第三項の規定に基づき、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために必要がある者を入院させ、当該精神障害者に対し、当該入院措置をとる旨及び法第三十八条の四の規定による退院等の請求に関すること等を書面で通知すること。
- ル 法第二十九条の二第一項の規定に基づき、急速を要し、法第二十七条、第二十八条及び第二十九条の規定による手続をとることができない自傷他害のおそれの著しい精神障害者を入院措置すること。
- ヲ 法第二十九条の二第二項の規定に基づき、法第二十九条第一項の規定による入院措置をとるかどつかを決定すること。
- ワ 法第二十九条の二第四項において準用する法第二十九条第三項の規定に基づき、法第二十九条の二第一項の入院措置をとる場合、当該精神障害者に対し、当該入院措置をとる旨及び法第三十八条の四の規定による退院等の請求に関すること

等を書面で通知すること。

カ 法第二十九条の二の二第一項の規定に基づき、入院措置を採らうとする精神障害者を、当該入院措置に係る病院に移送すること。

ヨ 法第二十九条の二の二第二項の規定に基づき、精神障害者に対し、移送を行う旨を書面で知らせること（法第三十四条第四項において準用する場合を含む。）。

タ 法第二十九条の二の二第三項の規定に基づき、医療又は保護に欠くことができない限度において、行動の制限を行うこと（法第三十四条第四項において準用する場合を含む。）。

レ 法第二十九条の四の規定に基づき、措置入院者を退院させること。

ソ 法第二十九条の五の規定に基づき、精神科病院又は指定病院の管理者から届出を受領すること。

ツ 法第三十一条の規定に基づき、入院措置に要する費用徴収の認定を行うこと。

ネ 法第三十四条第一項から第三項までの規定に基づき、精神障害者を精神科病院に移送すること。

ナ 法第三十八条の六第一項の規定に基づき、精神科病院の管理者に対し報告を求め、若しくは帳簿書類の提出等を命じ、所属職員若しくは精神保健指定医に立入検査若しくは質問をさせ、又は精神保健指定医に診察させること。

ラ 法第三十八条の六第二項の規定に基づき、精神科病院の管理者等に対し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じること。

ム 法第四十条の規定に基づき、六月を超えない期間を限り仮に退院させること。第二十条第六項中第三号を削り、第四号を第七号とし、第二号を第六号とし、第六号の前に次の四号を加える。

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第五十六条第一項の規定に基づき、社会福祉法人（精神障害者社会復帰施設のみを経営する法人に限る。）からその業務若しくは会計の状況に関し、報告を徴し、又は所属職員に業務及び財産の状況を検査させること。

三 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号。以下この

号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。

ロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

四 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）を「施行規則」という。

イ 法第十八条の規定に基づき、低体重児の保護者からの届出を受領すること。

ロ 法第十九条第一項の規定に基づき、管内に現在地を有する未熟児の保護者について、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして訪問指導させること。

ハ 法第十九条第三項の規定に基づき、当該未熟児の現在地の市町村長に通知すること。

ニ 法第二十条第一項の規定に基づき、養育医療の給付を行い、又は費用を支給すること。

ホ 施行規則第九条第二項の規定に基づき、養育医療券を交付すること。

五 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。

第二十条第六項に次の二号を加える。

八 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この号中「法」という。

）の施行に関する事務

イ 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設の長に対し、報告を求め、又は所属職員に係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。

九 福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。

第二十条第六項を同条第二項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「保健福祉部生活衛生課」を「保健医療介護部保健衛生課」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、久留米市の区域においては、久留米保健福祉環境事務所長に、第十三号イからナまで及び第十八号に掲げる事務を委任するものとする。

第二十条第八項第一号中「第二十九条第一号」を「第二十三条の二第一号」に改め、同項第三号中「特例条例」を「福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号。以下「特例条例」という。）」に改め、同項第十六号を第十八号とし、第十三号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十五号の前に次の一号を加える。

十四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務（法第十九条から第二十二号までの規定による入院等の措置で特定感染症医療機関又は第一種感染症医療機関（法第二十六条において準用する場合にあっては、感染症指定医療機関）以外の病院又は診療所について行うものを除く。）

この号中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）を「施行規則」という。

イ 法第十二条第一項の規定に基づき、医師の届出（結核患者に係るものに限る。）を受領すること。

ロ 法第十二条第三項の規定に基づき、福岡県が管轄する区域外に居住する者について医師の届出（結核患者に係るものに限る。）を受領したとき、その者の居住

地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、当該市長）に通報すること。

ハ 法第十五条第一項の規定に基づき、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときに、職員に関係者への質問をさせ、又は必要な調査を行わせること。

二 法第十七条第一項の規定に基づき、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくはその保護者に対し健康診断の勧告をし、又は同条第二項の規定に基づき、職員に健康診断を行わせること（国が法第五十三条第一項の規定に基づき新感染症及び新感染症の所見がある者をそれぞれ一類感染症及び一類感染症の患者とみなして同項の措置を講じることとした場合において行うものを含む。以下ナまでにおいて同じ。）。

ホ 法第十八条第一項の規定に基づき、法第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき、当該届出の内容その他施行規則第十一条で定める事項を書面により通知すること。

へ 法第十八条第三項及び第四項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受けている者又はその保護者から同項の対象者ではなくなったことの確認の求めを受け、確認を行うこと。

ト 法第十八条第五項及び第六項の規定に基づき、同条第一項の規定による通知をしようとするときに、あらかじめ法第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴き、又は意見を聴かなかつた場合において通知した内容を報告すること。

チ 法第十九条第一項の規定に基づき、感染症の患者若しくはその保護者に対し入院の勧告をし、又は同条第三項の規定に基づき、入院させること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

リ 法第十九条第五項の規定に基づき、感染症の患者を当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所に入院させること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

ヌ 法第十九条第七項の規定に基づき、同条第一項の規定による入院の勧告又は同条第三項の規定による入院の措置をしたことを法第二十四条第一項に規定する協

議会に報告すること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

ル 法第二十条第一項の規定に基づき、感染症の患者若しくはその保護者に対し入院の勧告をし、又は同条第二項若しくは第四項の規定に基づき、入院させ、若しくは入院の期間の延長をすること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

ヲ 法第二十条第三項の規定に基づき、感染症の患者を当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所に入院させること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

ワ 法第二十一条の規定に基づき、入院する患者を移送すること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

カ 法第二十二条第一項の規定に基づき、入院している患者を退院させること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

ク 法第二十二条第二項の規定に基づき、病院又は診療所の管理者から通知を受けること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

ク タ 法第二十二条第三項及び第四項の規定に基づき、入院している患者又はその保護者から退院の求めを受け、当該患者について感染症の病原体を保有しているかどうかの確認をすること（法第二十六条において準用する場合を含む。）。

レ 法第二十四条の二の規定に基づき、入院している患者又はその保護者からの苦情の申出に対して、その内容を聴取し、処理の結果を通知すること。

ソ 法第二十七条第一項又は第二項の規定に基づき、感染症の患者若しくはその保護者若しくはその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対し、感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある（以下「感染症病原体汚染に係る」という。）場所等を消毒すべきことを命じ、又は市町村に消毒を指示すること（当該場所が二以上の保健福祉環境事務所の管轄区域にわたる場合における市町村への指示を除く。）。

ツ 法第二十八条第一項又は第二項の規定に基づき、感染症病原体汚染に係るねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者若しくはその代理をする者に対し当該ねずみ族、昆虫等の駆除を命じ、又は当該区域を管轄する市町村に駆除を指示すること（当該区域が二以上の保健福祉環境事務所の管轄区

域にわたる場合における市町村への指示を除く。）。

ネ 法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき、感染症病原体汚染に係る物件の所持者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、若しくは物件の消毒を命じ、又は市町村に当該物件の消毒を指示すること。

ナ 法第三十条第一項の規定に基づき、感染症病原体汚染に係る死体の移動を制限し、若しくは禁止し、又は同条第二項の規定に基づき、当該死体の埋葬の許可をすること。

ラ 法第三十一条第一項の規定に基づき、感染症病原体汚染に係る生活の用に供される水について、その管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

ム 法第三十二条第一項の規定に基づき、感染症病原体汚染に係る建物への立入りを制限し、又は禁止すること。

ウ 法第三十五条第一項の規定に基づき、職員に、感染症病原体汚染に係る場所等への立ち入り、関係者への質問又は必要な調査をさせること。

エ 法第三十六条第一項又は第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する措置を実施する旨及びその理由その他施行規則第十九条で定める事項を、措置の名あて人若しくはその保護者に対し書面により通知し、又は通知しなかつた場合において措置の実施後相当の期間内に交付すること（この規則により保健福祉環境事務所長に委任された事務に係るものに限る。）。

オ 法第三十六条第三項の規定に基づき、法第三十二条第一項に規定する措置を実施する旨及びその理由その他施行規則第十九条第二項で定める事項を掲示すること。

カ 法第三十七条の二の規定に基づき、結核患者の医療公費負担についての要否を決定すること。

ク 法第三十八条第二項、第七項及び第九項の規定に基づき、結核指定医療機関の指定をし、指導を行い、及び指定を取り消すこと。

コ 法第四十二条第一項の規定に基づき、法第三十七条第一項（結核患者に係るものに限る。）又は第三十七条の二第一項に規定する医療に要した費用の公費負担の要否を決定すること。

マ 法第四十三条第一項の規定に基づき、感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は職員に診療録その他の帳簿書類を検査させること。

ケ 法第五十三条の十の規定に基づき、法第十二条第一項の規定による結核患者に係る届出を受けた場合において、当該患者が管轄の区域外に居住するときに、その管轄の保健所長に当該届出の内容を通知すること。

ク 施行規則第二十条の三第三項の規定に基づき、法第三十七条の二第一項の規定による公費負担の決定を行った場合に患者票を申請者に交付すること。

コ 施行規則第二十条の三第五項の規定に基づき、患者がその医療を受ける病院又は診療所を変更しようとするときの届出を受領すること。

カ 施行規則第二十条の三第六項の規定に基づき、患者票の交付を受けた者がその結核患者について医療を受ける必要がなくなったときに患者票の返納を受領すること。

第二十条第八項中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）を「施行規則」という。

イ 施行規則第四条の規定に基づき、法第六条の規定により知事が実施した臨時の予防接種を受けた者に対し、臨時の予防接種済証を交付すること。

第二十条第八項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 保健福祉環境事務所長に、次の各号に掲げる保健医療介護部医療指導課関係の事務を委任する。

一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第八条第一項の規定に基づき、施術者に対し、必要な指示をすること（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）。

ロ 法第九条の二の規定に基づき、施術所の開設届、開設届出事項の変更届、休止届、廃止届又は再開届を受領すること。

ハ 法第九条の三の規定に基づき、専ら出張のみによつてその業務に従事する施術者から、業務の開始届、休止届、廃止届又は再開届を受領すること。

二 法第九条の四の規定に基づき、その住所地の都道府県以外の地に滞在して業務を行おうとする施術者からの届出を受領すること。

ホ 法第十一条第二項の規定に基づき、施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備を改善し、若しくは衛生上必要な措置を講ずべき旨を命ずること。

二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第三十二条の規定に基づき、業務従事者届を受領すること（法第六十条において準用する場合を含む。）。

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）を「施行令」、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）を「施行規則」という。

イ 法第六条の三第一項及び第二項の規定に基づき、病院等から医療に関する情報の報告を受けること。

ロ 法第六条の三第四項の規定に基づき、市町村その他の官公署に対し、病院等に關する必要な情報の提供を求めること。

ハ 法第六条の三第六項の規定に基づき、病院等の開設者に対し、報告等を命ずること。

二 法第七条第一項の規定に基づき、医師及び歯科医師でない者の診療所の開設又は助産師でない者の助産所の開設を許可すること。

ホ 法第七条第二項の規定に基づき、病院又は診療所に係る施行規則で定める事項（病床数及び病床の種類ごとの病床数を除く。）の変更及び助産所に係る施行規則で定める事項の変更を許可すること。

へ 法第七条第三項の規定に基づき、診療所の病床の設置及び施行規則で定める事項の変更を許可すること（病床数及び病床の種類ごとの病床数に変更がない場合に限る。）。

ト 法第八条の規定に基づき、診療所又は助産所の開設届を受領すること。

チ 法第八条の二第二項の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の休止届又は再開届を受領すること。

リ 法第九条第一項及び第二項の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の廃止届及び病院、診療所又は助産所の開設者の死亡届又は失そう届を受領すること。

又 法第十二条の規定に基づき、開設者以外の者が病院等の管理をすることを許可し、及び医師等が二以上の病院又は診療所を管理することを許可すること。

ル 法第十五条第三項の規定に基づき、次に掲げる届出を受領すること。

(1) 施行規則第二十四条の二に規定する診療の用に供するエックス線装置の備付けの届出

(2) 施行規則第二十八条に規定する施行規則第二十四条第七号及び第八号に該当する場合の届出

(3) 施行規則第二十九条第一項に規定する施行規則第二十四条第九号及び第十号（診療の用に供するエックス線装置に限る。）に該当する場合の届出

(4) 施行規則第二十九条第二項及び第三項に規定する施行規則第二十四条第十号（施行規則第二十八条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に限る。）及び第十二号に該当する場合の届出

ヲ 法第十六条の規定に基づき、医師が宿直しないことの許可をすること。

ワ 法第十八条の規定に基づき、専属の薬剤師を置かないことを許可すること。

カ 法第二十四条第一項の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の開設者に対し、施設の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずること。

ヨ 法第二十七条の規定に基づき、病院又は入院施設を有する診療所若しくは助産所の構造設備について検査し、及び許可証を交付すること。

タ 法第二十八条の規定に基づき、病院等の開設者に対し、その管理者の変更を命ずること。

レ 法第二十九条第一項及び第二項の規定に基づき、診療所若しくは助産所の開設若しくは変更の許可を取り消し、又は開設者に対しその閉鎖を命ずること。

ソ 法第三十条の規定に基づき、法第二十四条第一項若しくは第二十八条の規定に基づく処分又は法第二十九条第一項の規定に基づく処分であつて診療所若しくは助産所に係るものに関して、弁明の機会を付与すること。

ツ 法第四十六条の三第一項の規定に基づき、医師又は歯科医師でない理事長の選出を認可すること。

ネ 法第四十七条第一項の規定に基づき、医療法人が病院等を二以上開設する場合において、管理者の一部を理事に加えないことを認可すること。

ナ 法第五十条第一項の規定に基づき、定款又は寄附行為の変更を認可すること。

ラ 法第五十条第三項の規定に基づき、定款又は寄附行為の変更届を受領すること。

ム 法第五十二条第一項の規定に基づき、医療法人から事業報告書等の届出を受領すること。

ウ 法第五十二条第二項の規定に基づき、医療法人の定款、事業報告書等を閲覧させること。

エ 法第六十八条において準用する民法第五十七条の規定に基づき、特別代理人を選任すること。

ノ 施行令第四条第一項の規定に基づき、開設者の住所等の変更届を受領すること。

オ 施行令第四条第三項の規定に基づき、法第八条の規定による届出事項の変更届を受領すること。

ク 施行令第四条の二の規定に基づき、病院等の開設後の届出及び届出事項の変更届を受領すること。

ヤ 施行令第五条の十二及び第五条の十三の規定に基づき、医療法人の登記及び役員の変更の届出を受領すること。

マ 施行規則附則第五十一条及び第五十二条第一項の規定に基づき、精神病床又は療養病床の転換を行う旨の届出を受領すること。

四 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、歯科技工所の開設届

の届出事項の変更届、休止届、廃止届及び再開届を受領すること。

ロ 法第二十四条の規定に基づき、構造設備の改善を命ずること。

ハ 法第二十五条の規定に基づき、歯科技工所の開設者に対して歯科技工所の使用を禁止すること。

ニ 法第二十六条第一項第四号の規定に基づき、歯科技工の業又は歯科技工所に關して広告する事項を許可すること。

五 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）を「施行規則」という。

イ 法第二十条の三第一項の規定に基づき、衛生検査所の登録をすること。

ロ 法第二十条の四第一項の規定に基づき、衛生検査所の登録の変更をすること。

ハ 法第二十条の四第三項の規定に基づき、衛生検査所の休止届、廃止届、再開届又は変更届を受領すること。

ニ 法第二十条の六の規定に基づき、登録衛生検査所の開設者に対して必要な指示をすること。

ホ 法第二十条の七の規定に基づき、衛生検査所の業務の停止を命ずること。

ヘ 施行規則第十三条の規定に基づき、衛生検査所の登録証明書を交付すること。

ト 施行規則第十四条第二項の規定に基づき、衛生検査所の変更登録証明書を交付すること。

チ 施行規則第十七条の規定に基づき、検体検査用放射性同位元素に係る届出を受領すること。

リ 施行規則第十八条第一項の規定に基づき、衛生検査所の登録証明書の書換え交付をすること。

ヌ 施行規則第十九条第一項の規定に基づき、衛生検査所の登録証明書の再交付をすること。

ル 施行規則第十九条第三項の規定に基づき、衛生検査所の登録証明書の再交付に伴つ返納を受領すること。

ヨ 施行規則第二十条の規定に基づき、衛生検査所の登録の取消し又は業務の廃止

による登録証明書の返納を受領すること。

六 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十八条第一項の規定に基づき、柔道整復師に対し、必要な指示をすること。

ロ 法第十九条の規定に基づき、施術所の開設届、開設届出事項の変更届、休止届、廃止届又は再開届を受領すること。

ハ 法第二十二條の規定に基づき、施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の措置を講ずべき旨を命ずること。

第二十条第九項中「保健福祉部薬務課」を「保健医療介護部薬務課」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第十七項を第十九項とし、同条第十六項中「環境部水道整備室」を「県土整備部水資源対策課水道整備室」に改め、同項第一号り中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項第一号イ中「法第三十条」を「法第三十四条」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を第十六項とし、第十三項を第十五項とし、第十二項を第十四項とし、第十一項を削り、同条第十項中「保健福祉部監査保護課」を「福祉労働部保護・援護課」に改め、同項ただし書中「第五号から第七号」を「第三号から第五号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同項を同条第十三項とし、同条第五項の次に次の七項を加える。

6 保健福祉環境事務所に、次の各号に掲げる保健医療介護部高齢者支援課関係の事務を委任する。ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長に、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事務を委任する。

一 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。

ロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

二 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第六条の二第一項第一号及び第二項の規定に基づき、福祉の措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整並びに市町村に対する情報の提供その他必要な援助及び助言を行うこと。

ロ 法第六条の二第一項第二号の規定に基づき、老人の福祉に関し、管轄区域における実情の把握を行うこと。

ハ 法第十八条第一項の規定に基づき、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対し必要な報告を求め、所属職員に関係者に対して質問させ、又はその施設等に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。

三 登録免許税法の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。

四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第八十条の規定に基づき、指定訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者に対し、必要な指導を行うこと。

五 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。

7 保健福祉環境事務所長に、次に掲げる保健医療介護部介護保険課関係の事務を委任する。ただし、大牟田市の区域においては山門保健福祉環境事務所長に、久留米市の区域においては久留米保健福祉環境事務所長に第一号に掲げる事務を委任する。

一 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第二十四条第一項の規定に基づき、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。以下同じ。）について、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は所属職員に質問させること（実地指導に限る。）。

ロ 法第二十四条第二項の規定に基づき、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であつた者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は所属職員に質問させること（実地指導に限る。）。

ハ 法第七十六条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは従業者若しくは指定居宅サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

ニ 法第七十六条の二第五項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者について、指定居宅サービスの設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認める旨の通知を市町村から受領すること。

ホ 法第七十七条第二項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者について、指定の取消し等に該当すると認める旨の通知を市町村から受領すること。

ヘ 法第八十三条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは従業者若しくは指定居宅介護支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

ト 法第八十三条の二第五項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者について、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定居宅介護支援の

事業の運営をしていないと認める旨の通知を市町村から受領すること。

チ 法第八十四条第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者について、指定の取消し等に該当すると認める旨の通知を市町村から受領すること。

リ 法第一百二十二条第一項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは開設者であつた者等に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であつた者等に対し出頭を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

又 法第一百三十三条の二第五項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設について、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていないと認める旨の通知を市町村から受領すること。

ル 法第一百四十四条第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設について、指定の取消し等に該当すると認める旨の通知を市町村から受領すること。

ヲ 法第一百五十五条の六第一項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること（実地指導に限る。）。

ワ 法第一百五十五条の七第五項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者について、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていないと認める旨の通知を市町村から受領すること。

カ 法第一百五十五条の八第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者について、指定の取消し等に該当すると認める旨の通知を市町村から受領すること。

8 保健福祉環境事務所に、次の各号に掲げる新社会推進部男女共同参画推進課関係の事務を委任する。ただし、大牟田市の区域においては山門保健福祉環境事務所長に

第二号から第五号までに掲げる事務を、久留米市の区域においては久留米保健福祉環境事務所長に第四号に掲げる事務を委任する。

一 売春防止法の施行に関する事務

イ 要保護女子の発見、相談、指導及びこれらに付随する事務を行うこと（婦人相談員を配置している市の区域を除く。）。

二 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。

ロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

三 登録免許税法の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。

四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第三条第三項及び第五項の規定に基づき、配偶者暴力相談支援センターに関する業務を行うこと。ただし、法第三条第三項第二号に規定する業務及び第三号に規定する業務のうち被害者の一時保護に関する業務を除く。

ロ 法第四条の規定に基づき、被害者の相談、指導及びこれらに付随する事務を行うこと（婦人相談員を配置している市の区域を除く。）。

ハ 法第十四条第二項及び第三項の規定に基づき、裁判所の求めに応じて、書面の提出又は説明を行うこと。

五 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十條の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。

9 保健福祉環境事務所長に、次の各号に掲げる福祉労働部福祉総務課関係の事務を委任する。ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所長に、第三号から第六号までに掲げる事務を委任する。

一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第二十五条の規定に基づき、救助を要する者及びその近隣の者を、救助に関する業務に協力させること。

二 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十八条の規定に基づき、民生委員の指導、訓練に関して計画を樹立し、これを実施すること。

三 社会福祉法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第五十六条第一項の規定に基づき、社会福祉法人（市町村社会福祉協議会に限る。）からその業務若しくは会計の状況に関し、報告を徴し、又は所属職員に業務及び財産の状況を検査させること。

四 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。

ロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

五 登録免許税法の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。

- イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。
- 六 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務
- イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。
- 10 保健福祉環境事務所に、次の各号に掲げる福祉労働部子育て支援課関係の事務を委任する。ただし、大牟田市の区域においては、山門保健福祉環境事務所に委任する。
- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務
- イ 法第四十六条第一項の規定に基づき、保育所の設備及び運営の最低基準を維持するため、保育所の長に対し必要な報告を求め、又は所属職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。
- ロ 法第五十九条第一項の規定に基づき、法第五十九条の二第一項に規定する施設（以下この号中「認可外保育施設」という。）の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は所属職員にその事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせること。
- ハ 法第五十九条の二第一項及び第二項の規定に基づき、認可外保育施設の設置者から届出を受領すること。
- ニ 法第五十九条の二第三項の規定に基づき、届出に係る事項を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。
- ホ 法第五十九条の二の五第一項の規定に基づき、認可外保育施設の設置者から、施設の運営の状況の報告を受けること。
- 二 社会福祉法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務
- イ 法第五十六条第一項の規定に基づき、社会福祉法人（保育所のみを経営する法人及び保育所と併せてその他の第二種社会福祉事業のみを経営する法人に限る。）からその業務若しくは会計の状況に関し、報告を徴し、又は所属職員に業務及び財産の状況を検査させること。
- 三 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務
- この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。
- イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。
- ロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。
- 四 登録免許税法の施行に関する事務
- この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。
- イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。
- 五 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務
- イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。
- 11 保健福祉環境事務所に、次の各号に掲げる福祉労働部児童家庭課関係の事務を委任する。ただし、第一号八に規定する事項については児童相談所長がその権限を行使することを妨げないものとし、大牟田市の区域における第二号、第三号ト、第四号及び第五号に掲げる事務については山門保健福祉環境事務所に委任するものとする。
- 一 児童福祉法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務
- この号中児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）を「施行令」という。
- イ 法第二十二条第一項の規定に基づき、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、その妊産婦から申込みがあつたとき、その妊産婦に対し助産施設において助産を行うこと。
- ロ 法第二十三条第一項の規定に基づき、保護者から申込みがあつたとき、その保

護者及び児童を母子生活支援施設において保護すること。

八 法第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、四親等内の児童以外の児童を同居させ、又は同居をやめたときその旨の届出を受領すること。

二 法第五十六条第二項の規定に基づき、法第五十条第六号の三に規定する費用の徴収について、本人及びその扶養義務者の費用の負担能力を認定すること。

ホ 施行令第二十八条の規定に基づき、法第二十五条の八第三号に規定する保育の実施等を解除し、停止し、又は他の助産の実施又は母子保護の実施に変更する場合に、現にその保護に当たっている児童福祉施設の長の意見を聞くこと。

二 社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第二条第二項の規定に基づき、共済契約の申込みに係る社会福祉施設又は特定社会福祉事業が社会福祉施設又は特定社会福祉事業であることの証明を行うこと。

ロ 施行規則第三条の三第二項の規定に基づき、法第二条第三項の規定による申出に係る施設若しくは事業が同項各号に規定する施設若しくは事業のいずれかであることの証明又は同条第四項の規定による申出に係る施設若しくは事業が当該申出を行う共済契約者が経営しているものであることの証明を行うこと。

三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に関する事務

この号中母子及び寡婦福祉法施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十二号）を「施行規則」、福岡県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年福岡県規則第三十号）を「施行細則」という。

イ 配偶者のない女子で現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導並びに職業能力の向上及び求職活動に関する支援に関する事務を行うこと。

ロ 施行規則第六条の九の規定に基づき、自立支援教育訓練給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。

ハ 施行規則第六条の十一の規定に基づき、高等職業訓練促進給付金を支給し、又は支給しないことを決定し、通知すること。

二 施行規則第六条の十四第一項の規定に基づき、在学証明書の提出又は出席状況の報告を求めること。

ホ 施行規則第六条の十四第二項の規定に基づき、児童扶養手当証書又は所得の額等についての市町村長の証明書の提出を求めること。

ヘ 施行規則第六条の十五の規定に基づき、施行規則第六条の十一第一項の支給決定を取り消し、その旨を通知すること。

ト 施行細則第七条の規定に基づき、貸付けを行った者から、住所等の変更届等を受領すること。

四 登録免許税法の施行に関する事務

この号中登録免許税法施行規則を「施行規則」という。

イ 施行規則第三条第一号の規定に基づき、登記に係る不動産が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供するものであることの証明を行うこと。

五 福岡県税条例（以下この号中「条例」という。）の施行に関する事務

イ 条例第二十条の二十八第二項の規定に基づき、不動産の取得に対し不動産取得税を課されないものであることの証明を行うこと。

六 その他の事務

イ 家庭相談員の勤務及び職務の指揮監督を行うこと。

第二十三条を次のように改める。

（精神保健福祉センター所長委任事項）

第二十三条 福岡県精神保健福祉センター所長に、次の各号に掲げる保健医療介護部健康増進課関係の事務を委任する。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）を「施行令」という。

イ 法第三十三条第七項及び第三十三条の二の規定に基づき、精神科病院の管理者から最寄りの保健所長を経て、医療保護の入院又は退院の届出を受領すること。

ロ 法第三十三条の四第五項の規定に基づき、精神科病院の管理者から最寄りの保健所長を経て、採った措置についての届出を受領すること。

ハ 法第三十八条の二第一項及び第二項の規定に基づき、措置入院者又は医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者から最寄りの保健所長を経て、報告を受けること。

二 法第三十八条の三第四項の規定に基づき、定期の報告等による精神医療審査会の審査の結果によつて入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命ずること。

ホ 法第三十八条の五第五項及び第六項の規定に基づき、退院等の請求による精神医療審査会の審査の結果によつて、入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じ、及び当該請求者に対し、審査の結果及びこれに基づき採つた措置を通知すること。

ヘ 法第四十五条第二項の規定に基づき、政令で定める精神障害の状態にあると認められた精神障害者に精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

ト 法第四十五条第三項の規定に基づき、政令で定める精神障害の状態にないと認められた精神障害者にその旨を通知すること。

チ 法第四十五条第四項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者に対し、二年ごとに、政令で定める精神障害の状態にあることについて認定をすること。

リ 法第四十五条の二第三項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者に対し、精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずること。

又 法第四十五条の二第四項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の返還を命じようとするときに、あらかじめその指定する精神保健指定医をして診察させること。

ル 施行令第七条第一項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳交付台帳を備へ、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載すること。

ヲ 施行令第七条第二項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者からその居住地を管轄する市町村長を経て、氏名の変更又は居住地を移した旨の届出を受領すること。

ワ 施行令第七条第四項及び第五項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交

付を受けた者が県の区域に居住地を移した旨の報告を受け、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知し、及び旧居住地の都道府県知事が交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

カ 施行令第七条第六項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳交付台帳から、精神障害者保健福祉手帳に関する記載事項を消除すること。

ヨ 施行令第八条第二項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を申請者に対し返還し、又は先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

タ 施行令第九条第二項の規定に基づき、先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。

レ 施行令第十条第一項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳を再交付すること。

ソ 施行令第十条第二項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の返還を受けること。

ツ 施行令第十条の二第二項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が死亡したとき、又は精神障害の状態がなくなつたときに、精神障害者保健福祉手帳に記載された居住地を管轄する市町村長を経て、手帳の返還を受けること。

2 福岡県精神保健福祉センター所長に、次の各号に掲げる福祉労働部障害者福祉課関係の事務を委任する。

一 障害者自立支援法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）を「施行令」という。

イ 法第五十二条第一項及び法第五十四条第一項の規定に基づき、自立支援医療費の支給認定（施行令第一条第三号に規定する精神通院医療に係る認定に限る。以下この号において同じ。）を行うこと。

ロ 法第五十三条第一項の規定に基づき、支給認定の申請を受領すること。

ハ 法第五十四条第二項及び第三項の規定に基づき、支給認定をしたときに、指定自立支援医療機関の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受け

るものを定め、支給認定障害者等に対し、医療受給者証を交付すること。

二 法第五十六条第一項の規定に基づき、支給認定の変更の申請を受領すること。

ホ 法第五十六条第二項の規定に基づき、支給認定の変更の認定を行うこと。この場合において、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求め、医療受給者証に当該認定に係る事項を記載し、返還すること。

ヘ 法第五十七条の規定に基づき、支給認定を取り消すこと。この場合において、当該取消しに係る支給認定障害者等に対し医療受給者証の返還を求めること。

ト 施行令第三十二条第一項の規定に基づき、支給認定の申請内容の変更の届出を受領すること。

チ 施行令第三十三条第一項の規定に基づき、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があつたときに、医療受給者証を再交付すること。

第二十三条の次に次の一条を加える。  
(食肉衛生検査所長委任事項)

第二十三条の二 食肉衛生検査所長に、次の各号に掲げる事務を委任する。

一 食品衛生法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務（と畜場内の食肉（骨、臓器及び血液を含む。以下この号中同じ。）及び食鳥処理場の食鳥肉（骨及び臓器を含む。以下この号中同じ。）に係るものに限る。）

イ 法第二十八条第一項の規定に基づき、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、所属職員に販売の用に供し、若しくは営業上使用する食肉を検査させ、又は試験の用に供するため必要な食肉若しくは食鳥肉を収去させること（法第六十二条第三項において準用する場合を含む。）。

ロ 法第五十四条の規定に基づき、営業者又は所属職員に食肉又は食鳥肉を廃棄させ、その他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずること（法第六十二条第三項において準用する場合を含む。）。

二と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中と畜場法施行令（昭和二十八年政令第二百十六号）を「施行令」という。

イ 法第七条第六項の規定に基づき、衛生管理責任者配置及び変更届を受領すること（法第十条第二項において準用する場合を含む。）。

ロ 法第十三条第一項第一号及び第三項の規定に基づき、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で獣畜をとさつする旨の届出を受領し、及びと畜場以外の場所において獣畜をとさつし、又は解体する者に対し、とさつ又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示すること。

ハ 法第十四条第一項から第四項までの規定に基づき、獣畜並びに獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮の検査を行い、又は特に検査を要しないものと認めること。

ニ 法第十六条の規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の禁止等の措置をとること。

ホ 法第十八条の規定に基づき、と畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命じ、又はと畜業者その他獣畜のとさつ若しくは解体を行う者に、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、若しくはとさつ若しくは解体を行うことを禁止すること。

ヘ 施行令第四条第二号の規定に基づき、獣畜をとさつすることを許可すること。

ト 施行令第五条第一項第一号から第三号までの規定に基づき、獣畜等をと畜場外へ持ち出すことを許可すること。

三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第十五条の規定に基づき、食鳥検査を行うこと。

ロ 法第十六条第七項の規定に基づき、同条第五項の確認の状況についての報告を受領すること。

ハ 法第十六条第九項の規定に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、同条第五項の確認の適正な実施のため必要な技術的な指導及び助言を行うこと。

ニ 法第十七条第一項第四号の規定に基づき、食肉販売業者からの届出を受領すること。

ホ 法第二十条の規定に基づき、食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出の禁止等の措置をとること。

ヘ 法第三十八条第一項の規定に基づき、所属職員に食鳥処理場若しくは食鳥処理

業者若しくは届出食肉販売業者の事務所等に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等の一部を収去させること。

四 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査等に関することに限る。）

イ 法第七条第二項ただし書の規定に基づき、牛の特定部位を学術研究の用に供するための使用の許可（焼却の免除の許可を含む。）をすること。

第二十四条中「保健福祉部」を「福祉労働部」に改め、同条第一号ソ中「職員」の下に「（以下この条において「事務従事職員等」という。）」を加え、同条第二号ロ中「基づき、」の下に「施設入所等の措置を解除しようとするときに、」を、「聴く」の下に「とともに、保護者に対して採られた指導効果等を勘案する」を加え、同ロを同号ヲとし、同ヲの前に次のように加える。

ホ 法第九条の二第一項の規定に基づき、保護者が正当な理由なく事務従事職員等の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合に、当該保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、事務従事職員等をして、必要な調査又は質問をさせること。

ヘ 法第九条の三第一項の規定に基づき、保護者が出頭の求めに応じない場合に、児童の安全確認又は安全確保のため、児童の福祉に関する事務に従事する職員（以下この号において「事務従事職員」という。）をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させること。

ト 法第九条の三第二項の規定に基づき、臨検又は捜索をさせるときに、事務従事職員をして、必要な調査又は質問をさせること。

チ 法第九条の三第三項の規定に基づき、許可状を請求する場合に、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を提出すること。

リ 法第九条の三第五項の規定に基づき、許可状を事務従事職員に交付して、臨検又は捜索させること。

又 法第十一条第三項の規定に基づき、児童虐待を行った保護者が指導を受けないときに、当該保護者に対し、指導を受けるよう勧告すること。

ル 法第十一条第四項の規定に基づき、勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合が必要があると認めるときに、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずること。

第二十四条第二号イ中「児童の福祉に関する事務に従事する職員」を「事務従事職員等」に改め、同イを同号ニとし、同ニの前に次のように加える。

イ 法第八条の二第一項の規定に基づき、児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、事務従事職員等をして、必要な調査又は質問をさせること。

ロ 法第八条の二第二項の規定に基づき、児童の保護者の出頭を求めようとするときに、当該保護者に対し、出頭を求める理由等必要な事項を記載した書面により告知すること。

ハ 法第八条の二第三項の規定に基づき、保護者が出頭の求めに応じない場合に、事務従事職員等の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずること。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第二十六条の二を削る。

第二十七条第一号中ハをチとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、身体障害者手帳（以下この号において「手帳」という。）交付申請に係る診断を行う医師の指定について福岡県社会福祉審議会の意見を聴き、指定すること。

ニ 法第十五条第四項及び第五項の規定に基づき、手帳を交付し、又は交付しない旨を通知すること。

ホ 法第十六条第一項の規定に基づき、手帳の返還を受けること。

ヘ 法第十六条第二項及び第三項の規定に基づき、理由を示して手帳の返還を命ずること。

ト 法第十六条第四項の規定に基づき、同条第二項各号に掲げる事由がある旨の通知を受けること。

第二十七条第一号に次のように加える。

リ 施行令第三条第三項の規定に基づき、手帳交付申請に係る診断を行う医師の指定の取消しについて福岡県社会福祉審議会の意見を聴き、指定を取り消すこと。

又 施行令第五条第一項の規定に基づき、手帳交付申請に係る障害が法別表に掲げるものに該当しないことについて福岡県社会福祉審議会に諮問すること。

ル 施行令第九条第二項及び第四項の規定に基づき、手帳の交付を受けた者から氏名又は居住地の変更の届出を受領すること。

ヲ 施行令第十条の規定に基づき、身体障害者手帳を再交付すること（特例条例に規定する市町村が処理する事務に係るものを除く。）。

第二十七条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の施行に関する事務

この号中公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）を「施行令」という。

イ 施行令第五十九条の二第一号及び第五十九条の三の二第一項第一号の規定に基づき、障害の程度を証明すること。

第二十七条に次の一号を加える。

五 障害者自立支援法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第六十三条の規定に基づき、自立支援医療の実施に関し、指定自立支援医療機関の指導を行うこと。

ロ 法第六十六条第一項の規定に基づき、指定自立支援医療機関若しくは開設者等に対し報告若しくは診療録その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定自立支援医療機関の開設者等に対し出頭を求め、又は所属職員に係る者に対して質問させ、若しくは指定自立支援医療機関について設備若しくは診療録その他の物件を検査させること。

ハ 法第六十七条第一項の規定に基づき、法第六十一条又は第六十二条の規定に従って良質かつ適切な自立支援医療を行っていない指定自立支援医療機関の開設者に対して勧告を行うこと。

ニ 法第六十七条第二項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の開設者が期限内

に勧告に従わなかったときに、その旨を公表すること。

ホ 法第六十七条第三項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の開設者が勧告に係る措置をとらなかつたときに、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

ヘ 法第六十七条第四項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命令した旨を公示すること。

ト 法第六十七条第五項の規定に基づき、市町村からの通知を受領すること。

第二十九条 削除

第三十二条の二を削り、第三十三条から第三十八条までを次のように改める。

第三十三条から第三十八条まで 削除

第三十九条第一項第二号中「公の施設設置条例を「条例」、」を削り、同号イ中「条例第六十条の四」を「公の施設条例第二十二条」に改める。

第四十条第一項中「商業・地域経済課」を「中小企業振興課」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に改め、同項第二号から第四号までを削る。

第五十条第一項中「農政部及び水産林務部」を「農林水産部」に改め、「（水産林務部漁港課を除く。）」を削り、同項第一号中ヨをレとし、又から力までをヲからタまでとし、同号リ中「建設省令」を「国土交通省令」に改め、同リを同号ルとし、同号チ中「ヨ」を「レ」とし、同チを同号又とし、同号トの次に次のように加える。

チ 法第十五条の九の規定により、仲裁委員に資料の提出を申し出、又は仲裁委員の求めに応じて資料を提出すること。

リ 法第十五条の十四の規定により、説明会の開催その他の措置を講ずること。

第五十条第十一項中「消防防災安全課」を「消防防災課」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「企画振興部企画調整課」を「企画・地域振興部総合政策課」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「水産林務部治山課」を「農林水産部森林保全課」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「水産林務部林政課」を「農林水産部林業振興課」に改め、同項第三号中「水産林務部長」を「農林水産部長」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を削り、同項第一号の次に

次の二号を加える。

二 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第六条第一項の規定に基づき、普通母樹又は普通母樹林の所有者等に対し、その保護又は管理に関し必要な処置を講ずること又は有害な行為を行わないことを指示すること。

ロ 法第二十七条の規定に基づき、指定採取源の所有者等からその指定採取源に関し又は生産事業者若しくは配布事業者からその事業に関し必要な事項の報告を求めること。

ハ 法第二十八条第一項の規定に基づき、所属職員に指定採取源、生産事業者の事務所、配布事業者の事務所その他種穂の採取、苗木の育成、種苗の配布若しくは保管に関係がある場所に立ち入り、樹木若しくはその集団、種苗、その容器若しくは包装若しくは関係書類を検査させ、関係者に質問させ、又は種苗を分析検査のため必要な最少量に限り、無償で収去させること。

三 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第六条第一項の規定に基づき、森林病虫害防除員に森林その他樹木が生育している土地、苗畑又は船車若しくは貯木場、倉庫その他指定種苗若しくは伐採木等を設置する場所に立ち入らせ、樹木、指定種苗又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に限り、枝条、樹皮若しくは包装又は指定種苗を収去させること。

第五十条中第七項を第九項とし、同条第六項中「農政部農地整備課」を「農林水産部農村整備課」に改め、同項第一号中

「一 土地改良法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

「一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

この号中土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二一九十五号）を「施行令」、土地改良登記令（昭和二

十六年政令第四百十六号）を「登記令」という。」

ト 施行令第六十六条の規定に基づき、委託土地改良財産の管理状況を職員に監査させること。

チ 施行令第六十七条の規定に基づき、土地改良財産たる土地に境界標識の設置をすること。

リ イに掲げるもののほか、登記令第二条の規定に基づき、同条各号に掲げる登記を申請し、又は囑託すること。

又 土地改良区及び土地改良区連合の役員の資格並びに代表者の印鑑の証明を行うこと。

第五十条第六項第一号中二をへとし、八をホとし、同号ロ中「、謄写又は謄本」を「若しくは謄写又はその謄本若しくは登記事項証明書」に改め、同ロを同号ニとし、同号中イをハとし、同ハの前に次のように加える。

イ 法第八十九条の第二十項において準用する法第五十五条の規定に基づき、換地計画に係る土地及び建物について登記を申請し、又は囑託すること。

ロ 法第一百三十三条の三の規定に基づき、工事に着手する前に必要な事項並びに工事に着手し、及び工事を完了した旨を管轄登記所に届け出ること。

第五十条中第六項を第八項とし、第五項を削り、同条第四項中「農政部」を「農林水産部」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 農林事務所長に、次に掲げる農林水産部経営技術支援課関係の事務を委任する。  
一 地域農業改良普及センターに属する経費の収入及び支出並びに物品に関する事務を、当該地域農業改良普及センターの管轄区域をその管轄区域に含む農林事務所の長が行つこと。

第五十条第三項を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる農政部生産流通課」を「次に掲げる農林水産部園芸振興課」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 農林事務所長に、次に掲げる農林水産部農山漁村振興課関係の事務を委任する。

一 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

行に関する事務

イ 法第七十一条の規定に基づき、土地等の売渡し後の状況の検査をすること。

ロ 法第八十二条第一項及び第三項の規定に基づき、通知又は公示して、所属職員に他人の土地又は工作物に立ち入り調査させ、測量させ、又は竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させること。

八 法第八十三条の規定に基づき、土地の状況等に関し、農業委員会から必要な報告を徴すること。

3 農林事務所に、次に掲げる農林水産部農林水産物安全課関係の事務を委任する。

一 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号。以下この号中「法」という。)の施行に関する事務

イ 法第七条第一項の規定に基づき、地力増進地域の農業者等に対し、地力の増進を図るために必要な助言及び指導を行うこと。

4 農林事務所に、次に掲げる農林水産部団体指導課関係の事務を委任する。

一 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号。以下この号中「法」という。)の施行に関する事務

イ 法第一百十条の規定に基づき、森林組合から必要な報告を徴し、又は森林組合に対し、組合員、役員、使用人、事業の分量その他森林組合の一般的状況に関する資料の提出を命ずること。

ロ 法第一百一条第四項の規定に基づき、出資組合の業務又は会計の状況について常例検査をすること。

ハ 法第一百三十三条の規定に基づき、森林組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めるとき、その森林組合に必要な措置をとるべき旨を命ずること。

第五十一条を次のように改める。  
(農業大学校長委任事項)

第五十一条 福岡県農業大学校長に、次に掲げる事務を委任する。

一 福岡県農業大学の管理及び運営に関する事務

この号中福岡県農業大学校字則(昭和五十五年三月福岡県告示第四百八十一号)を「学則」という。

イ 公の施設条例第六十九条の規定に基づき、退学させること。

ロ 学則第五条第二項の規定に基づき、学期を定めること。

ハ 学則第六条の規定に基づき、休業日を変更し、又は臨時休業をすること。

ニ 学則第七条第二項の規定に基づき、授業科目及び単位数の一部を変更すること。

ホ 学則第十一条第一項の規定に基づき、入学試験を行い、入学を許可し、及び筆記試験を免除すること。

ヘ 学則第十一条第二項の規定に基づき、入学を許可した旨を通知すること。

ト 学則第十一条第三項の規定に基づき、学生の募集に関し公告すること。

チ 学則第十二条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、住民票抄本等、誓約書又は変更の届出を受理すること。

リ 学則第十三条の規定に基づき、休学願又は退学願を受理し、休学又は退学を許可すること。

又 学則第十四条の規定に基づき、復学願を受理し、復学を許可すること。

ル 学則第十五条の規定に基づき、試験を行うこと。

ヲ 学則第十六条の規定に基づき、試験の判定を行うこと。

ワ 学則第十七条の規定に基づき、追試験を行うこと。

カ 学則第十八条の規定に基づき、再試験を行うこと。

ヨ 学則第十九条第一項の規定に基づき、実験及び実習の成績の判定を行うこと。

タ 学則第二十條第一項及び第二項の規定に基づき、進級及び卒業の認定を行うこと。

レ 学則第二十一条の規定に基づき、卒業証書を授与すること。

ソ 学則第二十二条の規定に基づき、表彰すること。

ツ 学則第二十三条第一項の規定に基づき、懲戒すること。

ネ 学則第二十五条の規定に基づき、健康診断を実施すること。

ナ 学則第二十六条の規定に基づき、学生証を発行すること。

ラ 学則第二十七条の規定に基づき、研修を実施すること。

ム 学則第二十八条の規定に基づき、研修期間を定めること。

ウ 学則第二十九条の規定に基づき、研修科の受講資格を定めること。

エ 学則第三十一条の規定に基づき、修了証明書を授与すること。

ノ 学則第三十二条第二項の規定に基づき、寄宿舎に入舎することを許可すること。

才 学則第三十二条第四項の規定に基づき、寄宿舎の管理運営について定めること。

ク 学則第三十三条の規定に基づき、学則の施行に關して必要な事項を定めること。

第五十四条第一号に次のように加える。

口 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項及び第二項の規定に基づき、販売者の届出を受けること。

第五十五条の次に次の二条を加える。

（農業総合試験場長委任事項）

第五十五条の二 福岡県農業総合試験場長に、次に掲げる事務を委任する。

一 福岡県農業総合試験場の管理及び運営に關する事務

この号中福岡県土壤、肥料等分析並びに手数料条例（昭和二十三年福岡県条例第五十七号）を「土壤等分析条例」、福岡県農業総合試験場種苗等配布規程（昭和五十六年六月福岡県告示第八百二十八号）を「配布規程」、福岡県豚産肉能力検定実施規程（昭和五十六年六月福岡県告示第八百二十九号）を「豚検定規程」、福岡県鶏経済能力検定規程（昭和五十六年六月福岡県告示第八百三十号）を「鶏検定規程」といつ。

イ 土壤等分析条例第五条の規定に基づき、土壤、肥料等の分析の依頼に応じないこと。

ロ 公の施設条例第七十二条の規定に基づき、種苗、種畜及び種鶏等を県内の適当と認める者に配布すること。

ハ 配布規程第四条の規定に基づき、配布する種苗等の価格を定めること。

ニ 配布規程第八条第一項ただし書の規定に基づき、代金の納入期限の延長等を承認すること。

ホ 配布規程第八条第二項の規定に基づき、種苗等の配布の決定を取り消し、その旨を申請者に通知すること。

ヘ 配布規程第十一条の規定に基づき、種畜の配布を受けた者から繁殖成績報告書を受領すること。

ト 公の施設条例第七十三条の規定に基づき、養豚者のうち適当と認める者の豚の産肉能力の検査を行うこと。

チ 豚検定規程第九条の規定に基づき、検定を中止すること。

リ 豚検定規程第十条の規定に基づき、検定成績証明書を交付すること。

又 豚検定規程第十一条の規定に基づき、検定を終了した豚の検定成績を公表すること。

ル 公の施設条例第七十四条の規定に基づき、養鶏振興法第七条に規定する登録ふ化業者のうち適当と認めた者の鶏の経済能力の検定を行うこと。

ヲ 鶏検定規程第六条の規定に基づき、検定の期間を定めること。

ワ 鶏検定規程第十条の規定に基づき、検定を中止すること。

カ 鶏検定規程第十一条の規定に基づき、検定終了後、その成績を公表すること。

コ 試験場の事業計画を定めること。

ク 試験研究に關する設計及び試験成績の公表をすること。

（地域農業改良普及センター所長委任事項）

第五十五条の三 地域農業改良普及センター所長に、次に掲げる事務を委任する。

一 農林漁業普及指導手當に關する事務

イ 福岡県職員農林漁業普及指導手當に關する条例第二条の規定に基づき、農林漁業普及指導手當の支給について認定を行うこと。

ロ 普及指導員に係る勤務実績報告書を作成すること。

第五十六条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第二号イ中「行なう」を「行う」に改める。

第五十七条から第六十五条までを次のように改める。

第五十七条から第六十五条まで 削除

第六十五条の二中「農政部農地計画課」を「農林水産部農村整備課」に改め、同条第一号中ホをリとし、二をチとし、八をトとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第百八十八条第一項の規定に基づき、土地改良事業に關し土地等の調査を行う必要がある場合に、土地の占有者に通知し、他人の土地に立入測量をし、又は立入検査をすること。

二 法第百八十八条第六項の規定に基づき、登記所等に対し、土地改良事業に必要な

簿書の閲覧若しくは謄写又は謄本若しくは登記事項証明書の交付を求めること。

ホ 法第十九条の規定に基づき、土地改良事業の施行のため必要がある場合に、その事業に障害となる物件を移転し、除去し、又は取り壊すこと。

ヘ 法第二百一十一条第一項の規定に基づき、損失の補償について協議すること。

第六十六条第一号八及び第六十六条の二第三号イ中「水産林務部長」を「農林水産部長」に改める。

第七十条第一項中「土木部」を「県土整備部」に改め、同条第二項中「土木部企画課」を「県土整備部企画交通課技術調査室」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「土木部」を「県土整備部」に改め、同条第八項第四号中ヨをシとし、同号力中「第二項又は」を削り、「死亡、失そう宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判」を「失踪の宣告」に改め、同力を同号タとし、同号中ワをヨとし、ヲを力とし、ルをワとし、同号又中「第二項又は」を削り、「死亡、失そう宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判」を「失踪の宣告」に改め、同又を同号ヲとし、同号中リをルとし、チを又とし、同号ト中「法第二十三条の六」を「法第二十三条の七」に改め、同トを同号リとし、同号リの前に次のように加える。

チ 法第二十三条の六の規定に基づき設計等の業務に関する報告書を受領すること（当該届出の処理に関する事務を所管する土木事務所に進達）。

第七十条第八項第四号中へをトとし、ホをへとし、二をホとし、八を二とし、同号口の次に次のように加える。

八 法第八条の二の規定に基づく一級建築士、二級建築士又は木造建築士の死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判について及び禁錮以上の刑、罰金の刑に処せられたことについての届出を受領すること（本庁に進達）。

第七十条第八項第九号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同号イを次のように改める。

イ 独立行政法人住宅金融支援機構法第十三条第一項第五号、第六号及び第十三条第二項第一号の規定により資金の貸付けを受ける工事の審査を行い、合格又は不合格の判定をし、通知書を発行すること。

別表中

入札の執行その他	全額
ただし、企画振興部（北部福岡緊急連絡管建設事業に限る。）、土木部及び建築都市部の工事執行に係る委託料及び工事請負費については、五、〇〇万円未満とする。	

を

入札の執行その他	全額
ただし、農林水産部、県土整備部及び建築都市部の工事執行に係る委託料及び工事請負費については、五、〇〇万円未満とする。	

に

改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県中小企業診断実施規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十七号

福岡県中小企業診断実施規則（昭和四十一年福岡県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「中小企業指導法」を「中小企業支援法」に改める。

第三条第一項中「中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令」を「中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令」に、「第三条」を「第四条」に改める。

第四条中「経営金融課長」を「中小企業経営金融課長」に改める。

第五条中「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に改める。

第九条中「中小企業指導法」を「中小企業支援法」に、「特定指導事業」を「特定支援事業」に改め、「並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年三月三十一日法律第十八号）第二十四条第一項に規定するエネルギー使用合理化等指導事業」を削り、「経営金融課長」を「中小企業経営金融課長」に、「経営金融課」を「中小企業経営金融課」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告示

福岡県告示第五百八十号

福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県文化賞表彰規程の一部を改正する告示

福岡県文化賞表彰規程（平成五年八月福岡県告示第千二百五十四号の二）の一部を次のように改正する。

第八条中「生活労働部生活文化課」を「新社会推進部県民文化スポーツ課」に改める。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県告示第五百八十一号

福岡県森林審議会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県森林審議会規程の一部を改正する告示

福岡県森林審議会規程（昭和二十六年十二月福岡県告示第千八百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県告示第五百八十二号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示（昭和三十九年四月福岡県告示第千二百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

消費生活センター 福岡県工務事務所	教育庁福岡教育事務所 博多青松高等学校 福岡高等学校		吉塚支店
福岡県工務事務所	教育庁福岡教育事務所 博多青松高等学校 福岡高等学校		吉塚支店
飯塚・直方県税事務所 嘉穂保健福祉環境事務所 飯塚商工事務所 筑豊労働福祉事務所 飯塚農林事務所 飯塚土木事務所	教育庁筑豊教育事務所 嘉穂高等学校 嘉穂東高等学校 嘉穂総合高等学校	飯塚警察署	飯塚支店
	門司港高等学校 門司学園高等学校	門司警察署	門司支店
	門司港高等学校 門司学園高等学校	北九州水上警察署	門司支店
福岡県工務事務所	教育庁福岡教育事務所 博多青松高等学校 福岡高等学校		吉塚支店

を

に

を

に

を

飯塚・直方県税事務所 嘉穂保健福祉環境事務所 飯塚商工事務所 筑豊労働福祉事務所 飯塚農林事務所 飯塚土木事務所	教育庁筑豊教育事務所 嘉穂高等学校 嘉穂東高等学校	飯塚警察署	飯塚支店
嘉穂総合高等学校			飯塚支店
天道支店			

に改める。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

訓令

福岡県訓令第十一号

法制審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

法制審議会規程の一部を改正する訓令

法制審議会規程（昭和二十六年十月福岡県訓令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「出納事務局」を「会計管理局」に改める。

第九条中「事案」の下に「（次条の規定により審議会の審議を省略するものを除く。）」を加え、「暇」を「いとま」に、「持ち廻り」を「持ち回り」に改める。

第十条中「軽易な事案（条例及び規則を除く。）」を「用語の整理等を内容とする特に軽易な事案であつて、」に、「前二条の会議又は回議」を「第八条の会議」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十二号

福岡県職域表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職域表彰規程の一部を改正する訓令

福岡県職域表彰規程（平成十年二月福岡県訓令第一号）を次のように改正する。第六条第一項中「出納事務局長」を「及び会計管理局長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十三号

福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。別表第一の九の項中「消防防災安全課長」を「消防防災課長」に、同表の十九の項中「漁政課長」を「漁業管理課長」に、同表の二十一の項及び二十二の項中「出納事務局出納総務課長」を「会計管理局会計課長」に改め、同表の二十三の項を次のように改める。

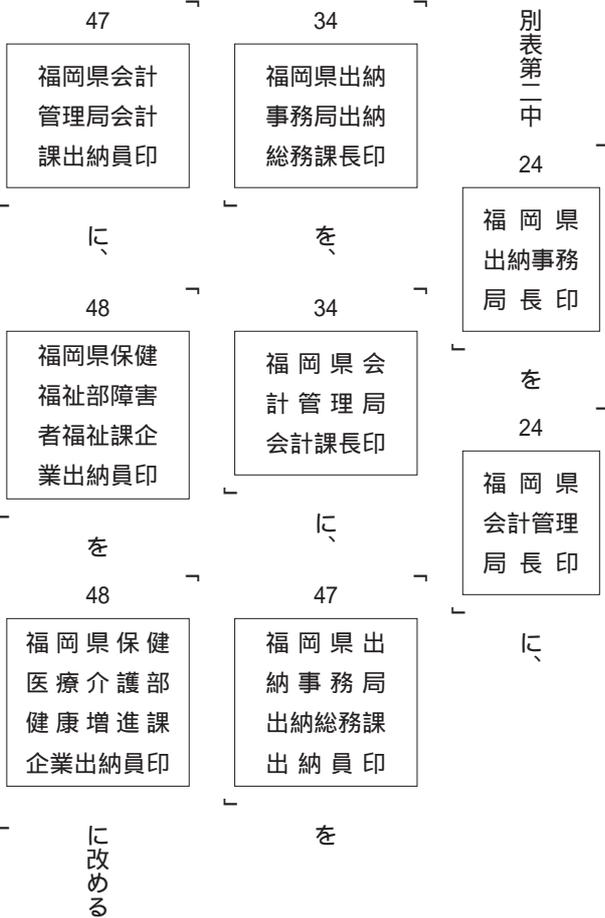
二十三	福岡県	部長印	23	てん書	方二六	一般文書	総務部長印にあつては行政経営企画課長、企画・地域振興部長
-----	-----	-----	----	-----	-----	------	------------------------------

別表第一の二十四の項中「福岡県出納事務局長印」を「福岡県会計管理局局長印」に、「出納事務局長印」を「会計管理局会計課長」に改め、同表の二十五の項を次のように改める。

二五	福岡県
局長印	部
25	てん書
方二六	一般文書
私学学事振興局長印にあつては私学学事振興局学事課長、空港対策局長印にあつては空港対策局空港整備課長、国際交流局長印にあつては国際交流局交流第	

印にあつては総合政策課長、新社会推進部長印にあつては社会活動推進課長、保健医療介護部長印にあつては保健医療介護総務課長、福祉労働部長印にあつては福祉総務課長、環境部長印にあつては環境政策課長、商工部長印にあつては商工政策課長、農林水産部長印にあつては農林水産政策課長、県土整備部長印にあつては県土整備総務課長、建築都市部長印にあつては建築都市総務課長
---

別表第一の二十七の項中「農地整備対策長印」にあつては農地計画課長」を「水資源対策長印」にあつては水資源対策課長」に改め、同表の三十四の項中「福岡県出納事務局長印」を「福岡県会計管理局会計課長印」に、「出納事務局長印」を「福岡県会計管理局会計課長印」に改め、同表の四十七の項中「福岡県出納事務局長印」を「福岡県保健医療介護部健康増進課企業出納員印」に改め、同表の六十二の項中「監査保護課長」を「保護・援護課長」に改める。



一課長、労働局長印にあつては労働局労働政策課長、人権・同和対策局長印にあつては人権・同和対策局調整課長、水産局長印にあつては水産局漁業管理課長
---

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十四号

本 庁

出先機関

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令

福岡県文書管理規程（平成十六年一月福岡県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「前各項」を「第一項から第四項まで」に改め、「及び抹消」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 主務課長は、登録された例文を抹消しようとするときは、本庁にあっては行政経営企画課長に、出先機関にあっては出先機関の庶務課長に報告しなければならない。第三十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、別に定める賞状等については、公印管守者の承認を必要としない。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十五号

本 庁

出 先 機 関

福 岡 県 警 察 本 部

福 岡 県 教 育 庁

福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局

福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局

福岡県労働委員会事務局  
福岡県議会議務局

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 課内室 組織規則第七条の二に規定する室をいう。

第二条第十三号の三の二中「及び第六十九条第一項」を削り、同号の次に次の一号を加える。

十三の三の三 地域企画監 組織規則第八条第十四項に規定する地域企画監をいう。

第七条の表知事部局の項中「出納事務局」を「会計管理局」に、「出納事務局長」を「会計管理局長」に、「情報企画監」を「地域企画監、情報企画監」に改め、「又は当該事務を担当する企画監」を削り、

農場	農業総合試験場	部長の決裁事項	副部長の決裁事項	農場長の決裁事項
		主務課の課長（課長を置かない部にあつては、場長が指定する職員）	主務部の部長	副場長
		副長（副長を置かない課にあつては、場長が指定する職員）	主務課の副長（副長を置かない部及び課にあつては、場長が指定する職員）	主務部の部長
		課長の決裁事項	分場長の決裁事項	次長
		副場長が指定する職員	分場長が指定する職員	副場長

を

農業総合試験場		農業大学校		
部長の決裁事項	副場長の決裁事項	場長の決裁事項	教務部長の決裁事項	校長の決裁事項
主務課の課長（課長を置かない部にあつては、場長が指定する職員）	主務部の部長	副場長	校長が指定する職員	副校長
主務課の副長（副長を置かない部及び課にあつては、場長が指定する職員）	主務課の課長（課長を置かない部にあつては、場長が指定する職員）	主務部の部長	校長が指定する職員	総務課の所掌事務については総務課副長（副長を置かないときは校長が指定する職員）、教務部の所掌事務については校長が指定する職員

農業大学校		
教務部長の決裁事項	副校長の決裁事項	校長の決裁事項
校長が指定する職員	総務課の所掌事務については総務課長、教務部の所掌事務については教務部長	副校長
校長が指定する職員	総務課の所掌事務については総務課副長（副長を置かないときは校長が指定する職員）、教務部の所掌事務については校長が指定する職員	総務課の所掌事務については総務課の所掌事務については総務部長

に、

課長の決裁事項	副長（副長を置かない課にあつては、場長が指定する職員）	場長が指定する職員
分場長の決裁事項	次長	分場長が指定する職員

「課（科）長」を「課長」に、「主務課（科）」を「主務課」に改め、同表教育庁の項

財務担当所長の決裁事項	九州歴史資料館	副館長	総務課長
-------------	---------	-----	------

を

財務担当所長の決裁事項	九州歴史資料館	副館長	財務担当所長が指定する事務職員
-------------	---------	-----	-----------------

に

改め、同表注二中「消防防災安全課」を「消防防災課」に、「項中」を「項において」に、「消防防災安全課長」を「消防防災課長」に改め、同表注二に次のように加える。

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下この項において「法」という。）第十三条の規定に基づき、県の区域に係る国民の保護のための措置を実施するための事務又は知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該都道府県の知事等に管理し、及び執行させること（法第百八十三条において準用する場合を含む。）。

ホ 法第十五条第一項の規定に基づき、防衛大臣に対し、自衛隊法第八条の部隊等の派遣を要請すること（法第百八十三条において準用する場合を含む。）。

ヘ 法第二十六条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、県国民保護対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請すること（法第百八十三条において準用する場合を含む。）。

ト 法第二十七条第一項の規定に基づき、国民保護対策本部を設置すること（

法第三十条及び法第八十三條において準用する場合を含む。）。  
 法第九十九條第一項の規定に基づき、武力攻撃災害緊急通報を発令すること（法第八十三條において準用する場合を含む。）。  
 法第十二條第五項の規定に基づき、地域の住民に対し、退避の指示をすること（法第八十三條において準用する場合を含む。）。  
 又 法第十四條第二項の規定に基づき、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じること（法第八十三條において準用する場合を含む。）。

第十條の表第一号決裁事項の欄及び第二号決裁事項の欄中「出納事務局」を「会計管理局」に改め、同表第三号決裁事項の欄中

一次に例示するような内容の特に重要な告示及び訓令の制定又は改廃に関するもの。					
ア 権限の配分に関するもの。					
イ 職員の定数、任用及び服務に関するもの					
ウ 財務的負担を伴うこととなるもの					
エ 施設設備等の基準若しくは規格の決定又は基準の適用除外に関するもの					
オ 法令又は条例の委任に基づく制度、禁止その他住民との権利義務の關係に係るもの					
法規的性質をもつ告示及び訓令の制定又は改廃に関するもの。					
公告、公表その他の公示に係る決定を行うこと。					

次に例示するような内容の特に重要な告示及び訓令の制定又は改廃に関するもの。

一 権限の配分に関するもの。					
二 職員の定数、任用及び服務に関するもの					
三 財務的負担を伴うこととなるもの					
四 施設設備等の基準若しくは規格の決定又は基準の適用除外に関するもの					
五 法令又は条例の委任に基づく制度、禁止その他住民の権利義務の關係に係るもの					

に

を

改め、同表第五号決裁事項の欄中

法規的性質をもつ告示及び訓令の制定又は改廃に関するもの。					
公告、公表その他の公示に係る決定を行うこと。					

一次に例示するような事務的に重要な許可、認可、免許、認定、命令、決定等及びそれらの取消し並びにそれらに係る閉鎖、停止その他の行政処分を行うこと。					
イ 公益法人の設立等に係るもの					
ロ 二以上の市町村の区域にまたがる公共的団体の設立等に係るもの					
ハ 漁業権の設定その他特許又は特許的許認可等に係るもの					
ニ 住民に対して不利益なもの（団体の解散及び二万円以上の料料に係るものを除く。）					
ホ 条件を付するもの					
ヘ 損失補償義務の伴う改善、除去又は廃棄等の義務を課する命令に係るもの					
ト 県費負担等の義務を伴うもの					
チ 附属機関に諮問を行った上で決定されるもの					
リ えん堤その他永久的構造物を設置するための敷地専有の許可に係るもの					

次に例示するような事務的に重要な許可、認可、免許、認定、命令、決定等及びそれらの取消し並びにそれらに係る閉鎖、停止その他の行政処分を行うこと。

一 公益法人の設立等に係るもの					
二 二以上の市町村の区域にまたがる公共的団体の設立等に係るもの					
三 漁業権の設定その他特許又は特許的許認可等に係るもの					
四 住民に対して不利益なもの（団体の解散及び二万円以上の料料に係るものを除く。）					
五 条件を付するもの					
六 損失補償義務の伴う改善、除去又は廃棄等の義務					

に

を

改め、同表注に次のように加える。

- を課する命令に係るもの
- 七 県費負担等の義務を伴うもの
- 八 附属機関に諮問を行った上で決定されるもの
- 九 えん堤その他永久的構造物を設置するための敷地専有の許可に係るもの

3 課内室を置く課にあつては、右の表中課長の欄に を付した決裁事項のうち、課の所掌事務との調整が必要なものについては、課内室に関する事務であつても当該課長による決裁を基準とする。

4 第三号に掲げる事項（条例に關すること、他の都道府県その他地方公共団体との間の規約に關すること並びに軽易又は定例的な事項の告示、公告、公表その他の公示を行うことを除く。）のうち、軽易な改正に關するものは、一段下位の決裁権者（部長等にあつては、課長）とする。ただし、軽易又は定例的な事項の告示、公告、公表その他の公示を行うことにあつては、第十五条の三の規定による指定を妨げない。

第十六条中「管財課」を「財産活用課」に改め、同条第十三号水中「規則第十三条第一項」を「規則第十三条第四項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同条第十七号中「出納事務局長」を「会計管理局長」に改め、同条第十七号の二中「出納事務局出納総務課長」を「会計管理局会計課長」に改める。

第十七条第五号中ホを削り、ヘをホとし、トをトとし、チをトとし、同条第六号中「出納事務局出納総務課長」を「会計管理局会計課長」に改め、同号中リをヨとし、ロからチまでをチから力までとし、チの前に次のように加える。

ト 規則第二百二十五条第三項の規定に基づく公金振替に關すること。  
 第十七条第六号中イをへとし、への前に次のように加える。

イ 規則第九十三条の二第一項の規定に基づく支払決定の取消しに關すること（センター課長専決事項に屬する事務を除く。ロからニまで及びトにおいて同じ。）。

ロ 規則第一百六条第二項の規定に基づく更正に關すること（規則第一百七条において準用する場合を含む。）。

八 規則第九十二条第二項から第六項までの規定に基づく隔地払に關すること。  
 二 規則第一百十条第三項の規定に基づく口座振替に關すること。  
 ホ 規則第一百十二条第一項の規定に基づき、資金決済表を交付すること。  
 第二十一条第三号チ中「第五条」を「第四条」に改め、同号リ中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第二十一条の二第二項中

「福岡県農業総合試験場豊前分場  
 福岡県農業総合試験場筑後分場  
 福岡県農業総合試験場八女分場  
 福岡県農業総合試験場果樹苗木分場  
 福岡県病害虫防除所筑後支所  
 福岡県病害虫防除所橋支所  
 福岡県病害虫防除所筑後支所  
 福岡県病害虫防除所橋支所  
 福岡県農業総合試験場豊前分場  
 福岡県農業総合試験場筑後分場  
 福岡県農業総合試験場八女分場  
 福岡県農業総合試験場果樹苗木分場」  
 を

に改める。

第二十一条の六を削り、第二十一条の七を第二十一条の六とし、同条の次に次の一条を加える。  
 （農業総合試験場における専決）  
 第二十一条の七 農業総合試験場の次の各号に掲げる者に当該各号に掲げる事務を専決させることとする。

一 副場長  
 イ 委任規則第十一条第十号（同号ロ、ニ、ホ及びヌを除く。）及び第十二号（同号ハ及びビを除く。）に規定する事務

ロ 第二十一条第六号に規定する事務

二 管理部長

イ 委任規則第十一条第一号（福岡県文書管理規程（平成十六年一月福岡県訓令第

一 号。以下この条、第二十一条の八及び第二十一条の九において「文書規程」という。第三十一条及び文書規程第五十三条に規定する事務を除く。）、第二号から第六号まで、第九号イ、ロ及びハ、第十号ロ、二、ホ及びヌ、第十二号ハ及びニ、第十四号、第二十号並びに第二十一号に規定する事務（委任規則第十一条第二号に規定する事務については所属職員の事務分担の決定に係るもの、同条第三号及び第四号に規定する事務については所属職員に係るもの、同条第十二号ハ及びニに規定する事務については管理部において所管する車両に係るものに限る。）。

ロ 委任規則第十三条の二（同条第四号を除く。）に規定する事務  
 ハ 第二十一条第二号、第三号ハ、二、ホ、ヘ及びト、第四号、第十号（同号イ、ロ、ハ及びニを除く。）並びに第十一号に規定する事務（同条第二号、同条第三号ハ、二、ホ、ヘ及びト並びに同条第四号に規定する事務については所属職員に係るものに限る。）

二 所属職員（役付職員を除く。）の昇任、降任、配置換、転任及び退職の内申について場長に意見を述べること。

三 企画情報部長

イ 委任規則第十一条第二号から第四号まで、第十六号及び第十七号に規定する事務（同条第二号に規定する事務については所属職員の事務分担の決定に係るもの、同条第三号及び第四号に規定する事務については所属職員に係るものに限る。）

ロ 第二十一条第三号ハ、二、ホ、ヘ及びト並びに第四号に規定する事務（所属職員に係るものに限る。）

ハ 前号二に規定する事務

四 部長（管理部長及び企画情報部長を除く。）

イ 委任規則第十一条第一号から第四号まで及び第十二号ハ及びニに規定する事務（同条第二号に規定する事務については所属職員の事務分担の決定に係るもの、同条第三号及び第四号に規定する事務については所属職員に係るもの、同条第十二号ハ及びニに規定する事務については所管する車両に係るものに限る。）

ロ 第二十一条第二号、第三号ハ、二、ホ、ヘ及びト並びに第四号に規定する事務

（所属職員に係るものに限る。）

ハ 第二号二に規定する事務

五 総務課長

イ 委任規則第十一条第一号（文書規程第三十一条及び文書規程第五十三条に規定する事務に限る。）及び委任規則第十一条第八号に規定する事務

第二十二条第二項第二号及び第二十三条第三項第二号中「福岡県中央児童相談所、精神保健福祉センター」を「精神保健福祉センター、福岡県中央児童相談所」に改める。

別表一第八項課長専決事項の上欄第二号及び第八号並びに同項課長専決事項の下欄第一号中「（農政部及び水産林務部の各課長（水産林務部漁港課長を除く。））」を「農林水産部の各課長」に、「土木部」を「県土整備部」に改め、同表第十項課長専決事項の上欄第三号中「吏員」を「職員」に改め、同項課長専決事項の下欄第一号中「企画振興部」を「企画・地域振興部」に改め、同表第十二項副知事専決事項の欄第一号中「出納事務局長」を「会計管理局長」に改め、同項部長等専決事項の欄第八号中「第五条」を

「第四条」に改め、同項同欄第十六号中「第六条」を「第六条第二項」に改め、同項課長専決事項の上欄第二号中「企画振興部、保健福祉部、環境部、生活労働部、商工部、農政部、水産林務部、環境部、保健医療介護部、福祉労働部、環境部、商工部、農政部、水産林務部、土木部」を「企画・地域振興部、新社会推進部、保健医療介護部、福祉労働部、環境部、商工部、農政部、水産林務部、土木部」に改め、同項同欄第九号中「及び大学の教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。）を除く。」を削り、「企画振興部、保健福祉部、環境部、生活労働部、商工部、農政部、水産林務部、土木部」を「企画・地域振興部、新社会推進部、保健医療介護部、福祉労働部、環境部、商工部、農林水産部、県土整備部」に改め、同項同欄第十三号中「第五条」を「第四条」に、

「企画振興部、保健福祉部、環境部、生活労働部、商工部、農政部、水産林務部、土木部」を「企画・地域振興部、新社会推進部、保健医療介護部、福祉労働部、環境部、商工部、農政部、水産林務部、土木部」に改め、同項同欄第二十二号中「第六条」を「第六条第二項」に改め、同項同欄第二十二号中「第六号」を「第六号」に改め、同項課長専決事項の下欄各号を削り、同表第十三項課長専決事項の上欄第一号中「企画振興部企画調整課長、保健福祉部保健福祉課長、環境部環境政策課長、生活労働部生活文化課長、商工部商工政策課長、農政部農政課長、水産林務部林政課長、土木部土木管理課長、建築都市部建築都市管理課長及び出納事務局出納総務課長」を「企画・地域振興部総合政策課長、新社会推進部社会活動推進課長、保健医療介護部



別表青少年対策事務関係の項の次に次のように加える。

前町	朝倉郡筑	賀町	遠賀郡遠
前町	朝倉郡筑	賀町	遠賀郡遠

を

前町	朝倉郡筑	川町	嘉穂郡桂	賀町	遠賀郡遠
前町	朝倉郡筑	川町	嘉穂郡桂	賀町	遠賀郡遠

に改める。

別表公害対策事務関係の項を削る。  
別表中

生涯学習事務 関係			
豊前市	筑後市	飯塚市	直方市
築上郡 京都郡 豊前市 行橋市	八女郡 三潁郡 みやま市 大川市 筑後市 八女市 柳川市	田川郡 嘉穂郡 嘉麻市 田川市 飯塚市	北九州市 直方市 中間市 宮若市 遠賀郡 鞍手郡
社会活動推進 課			
生涯学習の振興に関する事業の推進に関する こと。			

生涯スポーツ 事務関係				
筑後市	飯塚市	直方市	久留米市	福岡市
八女郡 三潁郡 みやま市 大川市 筑後市 八女市 柳川市 大牟田市	田川郡 嘉穂郡 嘉麻市 飯塚市 田川市	鞍手郡 遠賀郡 宮若市 中間市 直方市 北九州市	三井郡 朝倉郡 朝倉市 うきは市 小郡市 久留米市	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 太宰府市 前原市 古賀市 福津市 筑紫郡 糟屋郡 糸島郡

県民文化スポ  
ーツ課

- 一 生涯スポーツの普及及び振興に関する総合的計画の推進に関すること。
- 二 生涯スポーツの奨励及び生涯スポーツ行事の実施に関すること。
- 三 生涯スポーツに関する指導助言に関すること。
- 四 生涯スポーツに関する指導者の養成及び研修に関すること。

		<p>豊前市 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡</p>	
			<p>一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務のうち、次に掲げるもの この号中大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省、通商産業省令第一号）を「施行規則」という。 イ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定に基づく届出を受け付け、本庁に送付する</p>
			<p>こと（工場に係るものに限る。）。 ロ 法第十七条の十二第二項において準用する第十一条及び第十二条第三項、第十七条の四第一項、第十七条の五第一項並びに第十七条の六第一項の規定に基づく届出を受け付け、本庁に送付すること。 ハ 法第二十六条第一項に規定する報告の徴収及び立入検査に關すること（知事の権限に属するものに限る。）。 ニ 施行規則第九条及び第十条の三の規定に基づき交付する受理書を届出者に送付すること（工場に係るものに限る。）。 ホ 施行規則第九条の三の規定に基づき交付する受理書を届出者に送付すること。 二 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下この号中「法」という。）の施行に關する事務のうち、次に掲げるもの</p>

この号中水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府、通商産業省令第二号）を「施行規則」という。

イ 法第五条、第六条第一項、第七條、第十條、第十四條第三項並びに第十四條の二第一項及び第二項の規定に基づき届出を受け付け、本庁に送付すること。

ロ 法第二十二條第一項に規定する報告の徴収及び立入検査に關すること。

ハ 施行規則第六條の規定に基づき交付する受理書を、届出者に送付すること。

三 特定工場における公害防止組織の整備に關する法律（昭和四十六年法律第七号、以下この号中「法」という。）の施行に關する事務のうち、次に掲げるもの  
この号中特定工場における公害防止組織の整備に關する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三

号）を「施行規則」という。

イ 法第三条第三項（第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。）及び第六条の二第二項の規定に基づき届出を受け付け、本庁に送付すること。

ロ 法第十一条第一項に規定する報告の徴収及び立入検査に關すること。

ハ 施行規則第十条において準用する施行規則第四条の規定に基づき届出を受け付け、本庁に送付すること。

四 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号、以下この号中「法」という。）の施行に關する事務のうち、次に掲げるもの  
この号中ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）を「施行規則」という。  
イ 法第十二條第一項、第十三條第一項及び第二項、第十四條第一項、第十八條並びに第十

公害対策事務  
関係

大牟田市

大牟田市

環境保全課

九条第三項の規定に基づき届出並びに法第二十三条第二項の規定に基づく通報を受け付け、本庁に送付すること。

□ 法第二十八条第三項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定により業者が行った測定の結果を受領すること。

八 法第三十四条第一項に規定する報告の徴収及び立入検査に關すること。

二 施行規則第五条の規定に基づき交付する受理書を、届出者に送付すること。

五 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に關する法律（平成十一年法律第八十六号）第五條第二項の規定に基づき届出を受け付け、本庁に送付すること。

六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に關する法律（平成十三年法律第六十四号）。以下この号中「法」といふ。）の施行

に關する事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第二十三条に規定する指導及び助言を行うこと。

□ 法第四十三条に規定する報告の徴収及び第四十四条第一項に規定する立入検査に關すること（知事の権限に屬するものに限る。）

七 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下この号中「法」といふ。）の施行に關する事務のうち、次に掲げるもの

この号中土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）を「施行規則」といふ。

イ 法第三条第一項の規定に基づき報告、法第九条第一項から第三項までの規定に基づき届出、施行規則第一条第二項及び第十条第一項の規定に基づき申請、同条第三項に規定する報告並びに同条第四項及び第七項の規定に基づき届出を受け付け、本庁に送付すること

口 法第二十九条第一項に規定する報告の徴収及び立入検査に關すること。

八 福岡県公害防止等生活環境の保全に關する条例（平成十四年福岡県条例第七十九号。以下この号中「条例」という。）の施行に關する事務のうち、次に掲げるもの（大氣の汚染に係るものうち工場に關すること及び水質の汚濁に係るものに限る。）

この号中福岡県公害防止等生活環境の保全に關する条例施行規則（平成十五年福岡県規則第三十五号）を「施行規則」という。

イ 条例第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第十二条第三項並びに第三十二条第一項の規定に基づく届出を受け付け、本庁に送付すること。

口 条例第四十二条に規定する報告の徴収及び立入検査に關すること。

八 施行規則第七条

の規定に基づき交付する受理書を届出者に送付すること。

九 使用済自動車の再資源化等に關する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第十九条の規定に基づく経過措置に關する事務のうち、次に掲げるもの。

イ 特定フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に關する法律（使用済自動車の再資源化等に關する法律附則第十八条の規定による改正前のもの。以下「法」という。）第三十三条第一項において準用する第十二条第二項、第十三条第一項及び第十五条第一項並びに第十九条第二項の規定に基づく申請又は届出を受け付け、本庁に送付すること。

口 法第三十三条第一項において準用する第十二条第二項及び第十三条第二項の規定に基づき交付する通知書を申請者又は届出者に送付すること。

八 法第三十二条において準用する第二十二条第二項の規定に基づく報告を受領し、本庁へ送付すること。

二 法第四十二条第一項に規定する指導及び助言を行うこと。

ホ 法第七十条に規定する報告の徴収及び第七十一条第一項に規定する立入検査に関すること（知事の権限に属するものに限る。）。

別表新幹線建設対策事務関係の項を削る。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十七号

水産林務部

各農林事務所

福岡県営林極印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県営林極印規程の一部を改正する訓令

福岡県営林極印規程（昭和三十九年五月福岡県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

あて先中「林務部」を「農林水産部」に改める。

第八条中「水産林務部長」を「農林水産部長」に改める。

様式第三号中「水産林務部長」を「農林水産部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十八号

水産林務部

農林事務所

福岡県営林経営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県営林経営規程の一部を改正する訓令

福岡県営林経営規程（昭和三十五年六月福岡県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

あて先中「林務部」を「農林水産部」に改める。

第十七条第一項、第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条中「水産林務部長」を「農林水産部長」に改める。

第二十六条第一項中「林務部長」を「農林水産部長」に改める。

第二十八条第二項、第二十九条、第三十一条から第三十四条までの規定及び第三十七条中「水産林務部長」を「農林水産部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県訓令第十九号

農政部

農林事務所

福岡県土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令

福岡県土地改良区等検査規程（平成十二年七月福岡県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

あて先中「農政部」を「農林水産部」に改める。  
第十六条中「農政部長」を「農林水産部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

議 会

福岡県議会告示第一号

福岡県議会議務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県議会議長 貞末利光

福岡県議会議務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会議務局規程（昭和三十五年十月二十五日福岡県議会公示）の一部を次のように改正する。

別表中

議事第二係	議 事 第 一 係
一 本会議の運営に関する事。 二 代表者会議に関する事。 三 常任委員会のうち、総務企画委員会、厚生環境委員会、土木委員会及び文教委員会に関する事。 四 議事課所管の特別委員会のうち、他係に属さないものに関する事。 五 常任委員長会議に関する事。 六 議事のうち、他係に属さないものに関する事。	一 本会議の運営に関する事。 二 議会運営委員会に関する事。 三 常任委員会のうち、商工生活労働委員会、農林水産委員会、建築都市委員会及び警察委員会に関する事。 四 議事課所管の特別委員会のうち、事務局長が指定するものに関する事。 五 議案、請願及び陳情に関する事。 六 議決事項の処理に関する事。 七 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に関する事。

を

議事第二係	議 事 第 一 係
一 本会議の運営に関する事。 二 代表者会議に関する事。 三 常任委員会のうち、他係に属さないものに関する事。 四 議事課所管の特別委員会のうち、他係に属さないものに関する事。 五 常任委員長会議に関する事。 六 議事のうち、他係に属さないものに関する事。	一 本会議の運営に関する事。 二 議会運営委員会に関する事。 三 常任委員会のうち、事務局長が指定するものに関する事。 四 議事課所管の特別委員会のうち、事務局長が指定するものに関する事。 五 議案、請願及び陳情に関する事。 六 議決事項の処理に関する事。 七 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の服務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に関する事。

に

改める。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県議会告示第一号

福岡県議会議務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県議会議長 貞末利光

福岡県議会議務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会公印規程（平成九年六月福岡県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

福岡県議会議務局規程	福岡県議会議長印
“ 厚生環境 ”	“ ”
“ 商工生活労働 ”	“ ”

を

農林水産
土木

福岡県議会総務企画地域振興委員会委員長印
厚生労働環境
新社会推進商工
農林水産
県土整備

に改める。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育庁組織規則及び福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

福岡県教育庁組織規則及び福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則の一部を改正する規則

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第二号の表中

生涯学習課
-------

を

社会教育課
-------

に改める。

第八条第三号の表中

スポーツ健康課
管理係 保健給食係 体育・健康教育班
スポーツ振興班

を

体育スポーツ健康課
管理係 保健給食係 体育・健康教育班
スポーツ振興班

に改める。

第十三条第四号を次のように改める。

四 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価に関すること。

第十三条中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同条第十六号中「募集定員」を「入学定員」に改め、同条第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 市町村教育委員会委員の研修に関すること。

第十四条(見出しを含む。)中「生涯学習課」を「社会教育課」に改め、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「生涯学習及び」を削り、同条第二号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条第六号中「進学奨励等」を「地域改善対策」に改める。

第二十条(見出しを含む。)中「スポーツ健康課」を「体育スポーツ健康課」に改める。

第二十二條第四号中「生涯学習」を削る。

第二十三條第一項第四号を次のように改める。

四 社会教育室

(福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則の一部改正)

第一条 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則（昭和五十九年福岡県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一 社会教育に関する調査研究、情報提供及び相談に関すること。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（福岡県学校給食審議会規則の一部改正）

2 福岡県学校給食審議会規則（昭和二十八年福岡県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「スポーツ健康課」を「体育スポーツ健康課」に改める。

（福岡県教育財産管理事務取扱規則の一部改正）

3 福岡県教育財産管理事務取扱規則（昭和三十九年福岡県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

本則中「スポーツ健康課長」を「体育スポーツ健康課長」に、「生涯学習課長」を「社会教育課長」に改める。

九州歴史資料館組織規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

九州歴史資料館組織規則等の一部を改正する規則

（九州歴史資料館組織規則の一部改正）

第一条 九州歴史資料館組織規則（昭和四十七年福岡県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

課長	上司の命を受け、当該課の事務を処理する。
参事補佐	上司の命を受け、当該課の事務を分担処理する。

参事補佐	上司の命を受け、資料館の事務を分担処理する。
企画主幹	上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、館長又は副館長を補佐する。

企画主査	上司の命を受け、調査、計画立案等の事務を処理する。
副長	上司の命を受け、当該課の事務を整理し、担任事務を処理する。

企画主査	上司の命を受け、調査、計画立案等の事務を処理する。
------	---------------------------

「当該課長又は副長」を「企画主幹等」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

（所掌事務）

第三条 資料館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 古文書、典籍等の収集、保管、調査及び研究に関すること。
- 二 美術工芸品、民俗資料等の収集、保管、調査及び研究に関すること。
- 三 古文書、典籍、美術工芸品、民俗資料等の展示及び文化財愛護思想の普及に関すること。
- 四 考古資料の収集、保管、調査及び研究に関すること。
- 五 考古資料の展示に関すること。
- 六 歴史資料の科学的保存処理に関すること。
- 七 史跡の発掘調査及び研究並びに緊急発掘調査に関すること。
- 八 史跡に関する歴史資料の収集、保管、調査、研究、展示及び整備に関すること。
- 九 公印の管守並びに職員の身分及び服務並びに文書の收受、発送、編集及び保存、公文書の開示等に関すること。
- 十 予算並びに税外諸収入の収入並びに経費の支出並びに物品の出納及び保管並び

- に現金及び有価証券等の保管に関すること。
- 十一 九州歴史資料館協議会に関すること。
- 十二 職員研修及び福利厚生に関すること。
- 十三 施設設備の管理に関すること。

(補則)

第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

第五条から第九条までを削る。

(福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年福岡県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「それぞれ」を削り、同項の表電話交換手の項を削る。

(福岡県立図書館組織規則の一部改正)

第三条 福岡県立図書館組織規則(平成十一年福岡県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

事務主査	上司の命を受け、当該課長、係長又は副長を補佐し、事務を処理する。
主任主事	上司の命を受け、複雑な事務をつかさどる。
主事	上司の命を受け、図書館奉仕に関する複雑な専門的業務をつかさどる。
事務主査	上司の命を受け、当該課長、係長又は副長を補佐し、事務を処理する。

を

技術主査	上司の命を受け、当該課長、係長又は副長を補佐し、専門的事項に関する技術を処理する。
主任主事	上司の命を受け、複雑な事務をつかさどる。
主任技師	上司の命を受け、複雑な技術をつかさどる。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

に

改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(福岡県教育センター組織規則の一部改正)

第四条 福岡県教育センター組織規則(平成十二年福岡県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

企画部	事業計画課 企画調査班
企画部	事業計画課 企画調査班

を

に改める。

第五条中「課及び班」を「課及び各班」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 指導改善研修班

イ 指導改善研修に関する研究及び調査に関すること。

ロ 指導改善に関する教職員の研修に関すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(九州歴史資料館協議会規則の一部改正)

2 九州歴史資料館協議会規則（昭和六十年福岡県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「総務課」を削る。

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十五号を第二十六号とし、第十九号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うこと。

第三条第一項第二十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うこと。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会が実施する指導改善研修における認定の手續等に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第七号

福岡県教育委員会が実施する指導改善研修における認定の手續等に関する

規則

（趣旨）

第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する指導改善研修における事実の確認の方法、認定の手續その他必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第二条 教育委員会が、法第二十五条の二第一項に規定する指導が不適切である教諭等（養護教諭及び栄養教諭を含む。以下同じ。）の認定を行う場合は、申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請は、県立学校においては校長が、市町村（中学校組合を含む。以下同じ。）立学校においては、当該学校を所管する市町村教育委員会が、教育委員会に対して行うものとする。

（事実の確認の方法）

第三条 教育委員会は、前条の申請に関し、事実の確認のために必要があると認めるときは、申請をした者に関係資料の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（教諭等の意見聴取）

第四条 教育委員会は、指導が不適切である教諭等の認定に当たっては、認定しようとする教諭等から書面又は口頭により意見を聴取する機会を確保するものとする。

（委員会の設置等）

第五条 教育委員会は、法第二十五条の二第五項に規定する者で構成する指導が不適切である教諭等の審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 教育委員会は、指導が不適切である教諭等の認定に当たっては、前項に規定する委員会の意見を聴取しなければならない。

3 第一項に規定する委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（指導の改善の程度に関する認定）

第六条 法第二十五条の二第四項に規定する認定を行うに当たっては、第四条及び前条第二項の規定を準用する。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、教育長が別に定めるところにより指導力改善対象教員としての研修の対象とされた者に対する認定については、この規則に相当する規定により行われたものとみなす。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第八号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五区の項地域の欄中「箱崎清松中」の下に、「照葉中」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県立学校管理規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第九号

福岡県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(福岡県立学校管理規則の一部改正)

第一条 福岡県立学校管理規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第八項中「前各項」の下に、「第三項を除く。」を加え、同項を第十項とし、第七項を第九項とし、同条第六項中「第二項」の下に、「第四項、第五項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項及び第二項」を「第一項、第二項、第四項及び第五項」に、「学校栄養職員」を「学校栄養職員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に、「実習助手」を「実習助手」に改め、同項を同条第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。第十條の三中「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第十一條第一項ただし書を削り、同条第九項中「教諭の中から」を「指導教諭又は教諭の中から」に、「教諭又は」を「指導教諭、教諭又は」に改め、同項を同条第十項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第一項の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の主任等(学年主任を除く。以下、この項において同じ。)の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときはその主任等を、学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。

第十一條の二第三項中「教諭の」を「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭の」に改める。

第十一條の三第一項ただし書を削り、同条第五項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同項を同条第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

次に次の一項を加える。

次に次の一項を加える。

次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは学科主任を、農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは農場長を、それぞれ置かないことができる。

第十一条の四第一項ただし書を削り、同条第四項中「教諭」を「指導教諭又は教諭」に改め、同項を同条第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、寮務主任の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情があるときは寮務主任を、舎監の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときは舎監を、それぞれ置かないことができる。

第十一条の五第三項中「教諭」を「主幹教諭、指導教諭又は教諭」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

2 教頭は、校長及び副校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校長及び副校長が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

3 副校長を置かない学校の教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

4 校長、副校長及び教頭のいずれも事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ副校長及び教頭以外の職員のうちから校長が定めた職員が、校長の職務を代理し、又は行う。

第十五条中「、教頭」を「、副校長、教頭」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「、校長」を「、校長、副校長」に改める。

(福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員の人事評価に関する規則(平成十八年福岡県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の表中 「校長 教頭」を「校長 副校長 教頭」に、「教諭 養

護教諭 栄養教諭 助教諭 養護助教諭 講師 事務職員 学校栄養職員」を「

主幹教諭 指導教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 助教諭 養護助教諭 講師 事務

職員 学校栄養職員」に改める。

第八条第二項中「校長」の下に「、副校長」を加える。

(福岡県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第三条 福岡県立学校職員の人事評価に関する規則(平成十八年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の表中 「校長 教頭」を「校長 副校長 教頭」に、「教諭 養

護教諭 栄養教諭 助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員」を「

主幹教諭 指導教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭 助教諭 養護助教諭 講師 実習

助手 寄宿舎指導員」に改める。

第八条中「校長及び教頭」を「校長、副校長及び教頭」に改める。

(福岡県市町村立学校教職員の免職及び福岡県の職への採用に関する規則の一部改正)

第四条 福岡県市町村立学校教職員の免職及び福岡県の職への採用に関する規則(平成十四年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、教頭」を「、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第二号

本 庁  
出先機関

福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局職員等結核療養休暇等の取扱に関する規程（昭和二十七年八月福岡県教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「臨時又は非常勤の職員」の下に「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁  
出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長 森 山 良 一

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号水中「国立博物館の設置」を「九州国立博物館」に改める。

第十条第一号水を削り、同号中へを水とし、同条第四号中子をりとし、トの次に次のように加える。

チ 退職者に対する感謝状の贈呈に関すること。

第十条第四号に次のように加える。

又 優秀教員表彰に関すること。

第十四条第一号水中「同和地区の生徒の進学奨励」を「地域改善対策に関する事務」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「スポーツ健康課」を「体育スポーツ健康課」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 スポーツ振興班の分掌事務

イ スポーツの振興に関する総合的計画及びその推進に関すること。

ロ 福岡県スポーツ振興審議会に関すること。

ハ 競技スポーツに関する指導助言に関すること。

ニ 競技力の向上に関すること。

ホ 国民体育大会に関すること。

ヘ 競技スポーツ団体に関すること。

ト 体力づくり事業に関すること。

チ スポーツに関する施設設備及び用具の整備の指導助言に関すること。

第十六条第一号力を次のように改める。

力 社会教育及びスポーツに関する補助金等に関すること。

第十九条（見出しを含む。）中「生涯学習室」を「社会教育室」に改め、同条第一号中「生涯学習等」を「社会教育、スポーツ」に改め、同条第三号中「生涯学習等」を「社会教育、スポーツ及び文化」に改め、同条第四号及び第五号中「生涯学習等」を「社会教育及びスポーツ」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁  
出先機関

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長 森山良一

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県立学校長の権限に属する事務の専決に関する規程（昭和六十一年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「教頭」を「副校長、教頭」に、「別表第一及び別表第二」を「それぞれ別表第一、別表第二及び別表第三」に改め、同条第二項中「教頭の」を「副校長又は教頭の」に、「教頭が」を「副校長又は教頭が」に、「二人以上の教頭をおく」を「副校長又は教頭を二人以上おく」に改め、同条第三項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改め、同条第四項中「二人以上の教頭をおく盲学校、聾学校又は養護学校」を「副校長又は教頭を二人以上おく特別支援学校」に、「教頭が」を「副校長又は教頭が」に改める。

第五条第一項中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

別表第二を別表第三とする。

別表第一第一項中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同表を別表第二とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第一（第三条）

副校長の専決事項

- 一 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条に規定する教員（副校長を除く。）、実習助手及び寄宿舎指導員に係る次に掲げる事務に關すること。
  - 1 職務に専念する義務を免除すること。
  - 2 年次休暇又は特別休暇を別に定めるところにより処理すること。
  - 二 授業時間割を臨時に変更し、又は補欠授業者の割当を行うこと。
  - 三 所掌事務に係る次に掲げる事務を行うこと。
    - 1 所掌事務の処理に付随する申請、催告、通知、照会、回答、届出、報告等を行うこと並びにそれらの受理及び処理を行うこと。
    - 2 所掌事務の処理に付随する調査を実施し、及び資料を収集すること。
    - 3 その他所掌事務に付随して生ずる事務で、校長が予め指示した事務に關すること。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第三号

本庁 出先機関

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程及び福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長 森山良一

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程及び福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

（教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正）

第一条 教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第四条第二項の表中

県立学校 教頭及び事務長 を

県立学校 副校長、教頭及び事務長 に改める。

第五条第一項の表中

九州歴史資料館	館長が決裁すべき事務	副館長	主務課の課長
県立学校	校長が決裁すべき事務	当該事務を担当する教頭	事務長

九州歴史資料館	副館長が決裁すべき事務	副館長	館長が指定する職員
---------	-------------	-----	-----------

に

を

改める。

第七条第十六号中「第九条」を「第十九条」に改める。

第八条第三号イ中「第九条第二項」を「第七条第二項」に改める。

(福岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第一条 福岡県教育委員会事務決裁規程(平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第九条の表中

県立学校	校長が決裁すべき事務	当該事務を担当する副校長又は教頭	事務長
------	------------	------------------	-----

九州歴史資料館	館長が決裁すべき事務	副館長	主務課の課長
県立学校	校長が決裁すべき事務	当該事務を担当する教頭	事務長

九州歴史資料館	館長が決裁すべき事務	副館長	館長が指定する職員
県立学校	校長が決裁すべき事務	当該事務を担当する副校長又は教頭	事務長

改め、同条の表備考四中「生涯学習課」を「社会教育課」に改める。

第十六条の表中

県立学校	教頭及び事務長
------	---------

県立学校	副校長、教頭及び事務長
------	-------------

別表一第一項第一号中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改め、同表第四項第二十二号中「第九条」を「第十九条」に改める。

別表二第四項第十一号中「及び第五条若しくは第九条」を「、第五条、第十条、第十一条、第十二条又は第十九条」に、「育児休業若しくは部分休業」を「育児休業、育児短時間勤務又は部分休業」に改め、同項第十二号中「及び第五条」を「、第五条

、第十条、第十一条又は第十二条」に、「育児休業に関し」を「育児休業又は育児短時間勤務に関し」に改め、同表第七項第一号中「第四条第二項」を「第四条」に改め、同表第十項第六号中「及び学校職員給与条例第十一条」を削り、同項第十五号及び第十六号を削り、同項第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とする。

別表一第二十二項第一号中「第二条第二項」を「第二条第五項」に改め、同表第十五項第二十八号中「の申請書を受理し」を「について」に改め、同表第二十三項を次のように改める。

二十三 公益信託に関する事務

この項中公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)を「法」、福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十五年福岡県教育委員会規則第十号)を「規則」という。

- 1 法第二条第一項の規定に基づき、公益信託の引受けを許可すること。
- 2 法第五条第一項の規定に基づき、信託の変更を行うこと。
- 3 法第七条の規定に基づき、受託者の辞任を許可すること。
- 4 法第六条の規定に基づき、信託の変更、併合又は分割を許可すること。
- 5 信託法(平成十八年法律第百八号)第四十六条第一項及び法第八条の規定に基づき、検査役を選任すること。
- 6 信託法第百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条の規定に基づき、信託管理人を選任すること。
- 7 信託法第百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定に基づき、信託管理人の辞任を許可すること。
- 8 信託法第百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定に基づき、信託管理人を解任すること。
- 9 信託法第五十八条第四項及び法第八条の規定に基づき、受託者を解任すること。
- 10 信託法第六十二條第四項及び法第八条の規定に基づき、新たな受託者を選任すること。
- 11 法第九条の規定に基づき、公益信託を継続させること。
- 12 所得税法第七十八条第三項、法人税法第三十七条第五項及び租税特別措置法第七十条第三項に規定する特定公益信託であることの証明並びに当該公益信託の目的に関し、それぞれ所得税法施行

教育長

部長

部長

部長

課長

令第二百七十七条の二第三項、法人税法施行令第七十七条の二第三項及び租税特別措置法施行令第四十条の四第三項の要件に該当することについての認定を行うこと。

13 規則第六条又は第七条の規定に基づき、事業計画、収支予算書等に関する書類又は事業実績、収支決算書等に関する書類を受理すること。

課長

14 規則第二十條又は第二十四條の規定に基づき、信託財産管理者又は信託財産法人管理人による管理を命ずること。

課長

15 規則第二十一條の規定に基づき、信託財産管理者又は信託財産法人管理人による保存行為等の範囲を超える行為を許可すること。

課長

16 規則第二十二條の規定に基づき、信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任を許可すること。

課長

17 規則第二十三條の規定に基づき、信託財産管理者又は信託財産法人管理人を解任すること。

課長

18 規則第三十二條第一項の規定に基づき、受託者に対し報告を求め、資料を提出させ、又は業務の処理について実地に検査すること。

課長

19 規則第三十二條第二項の規定に基づき、財産の供託その他の必要な処分を命ずること。

課長

20 規則第三十二條第三項の規定に基づき、事業計画及び収支予算の変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずること。

課長

21 規則第二十九條の規定に基づき、信託の終了を許可すること。

課長

22 規則第三十四條の規定に基づき、信託終了に伴う残余財産の処分を許可すること。

課長

23 信託財産の公示、事業報告の公告、信託財産の変更、新たな受託者の事務引継ぎ、信託の終了及び清算終了の報告を受理すること。

課長

24 委託者、受託者、信託管理人又は運営委員会等の構成員の異動の届出を受理すること。

課長

別表六第一項第一号中「第八十三條第二項」を「第三百二十四條第二項」に、「八十二條の八」を「第三百三十條」に改め、同項第三号中「第八十二條の九」を「第三百三十一條」に改め、同項第四号中「第八十四條第一項」を「第三百三十六條第一項」に改め、同項第五号中「第八十四條第二項」を「第三百三十六條第二項」に改め、同表第三項第一号中「第六十條第二項」を「第九十四條第二項」に改め、同表第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

別表七中「生涯学習課」を「社会教育課」に改め、同表第三項中「生涯学習及び社会教育」を「社会教育」に改める。

会教育」を「社会教育」に改める。

別表八第三項第一号中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同項第三号中「教頭を除く教員」を「教員（副校長及び教頭を除く。）」に改め、同項第四号中「校長及び教頭」を「校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭」に改め、同表第四項第一号、第二号、第六号及び第七号中「及び教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同項第八号中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同項第十二号中「及び第五条若しくは第九条」を「第五条、第十条、第十一条、第十二条又は第十九条」に、「育児休業若しくは部分休業」を「育児休業、育児短時間勤務又は部分休業」に改め、同項第十三号中「及び第五条」を「第五条、第十条、第十一条又は第十二条」に、「育児休業に関し」を「育児休業又は育児短時間勤務に関し」に改め、同表第七項を次のように改める。

七 教職員の採用候補者選考試験に関する事務	教育長
1 校長、副校長及び教頭の選考試験並びに教員選考試験の実施要項を決定すること。	部長
2 主幹教諭及び指導教諭の選考の実施要項を決定すること。	部長
3 県立学校の実習助手（主任実習助手）及び寄宿舎指導員（主任寄宿舎指導員）の選考試験の実施要項を決定すること。	課長
4 選考試験の委員を委嘱すること。	課長
5 校長、副校長及び教頭の選考試験並びに教員選考試験の問題を決定すること。	課長
6 県立学校の実習助手（主任実習助手）及び寄宿舎指導員（主任寄宿舎指導員）の選考試験の問題を決定すること。	課長
7 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭の採用候補者名簿並びに教員採用候補者名簿の登載者を決定すること。	教育長
8 県立学校の実習助手及び寄宿舎指導員の採用候補者名簿の登載者を決定すること。	部長
9 その他選考試験の実施に関する事務を処理すること。	課長

別表八第八項第一号中「第二條第三項」を「第二條第五項」に改め、同表第十二項第四号及び第五号中「二級」を「特二級」に改める。  
別表九第四項第一号中「生涯学習課長」を「社会教育課長」に、「スポーツ健康課長」を「体育スポーツ健康課長」に改める。  
別表十二第四項を次のように改める。

四 福岡県地域改善対策奨学資金（以下この項中「奨学資金」という。）の返還に関する事務

- 1 返還債務の履行の猶予及び免除の決定又は取消しに関する事務を処理すること。
- 2 その他奨学資金の返還に関する事務を処理すること。

部長
課長

別表十三中「スポーツ健康課」を「体育スポーツ健康課」に改める。

別表十四教育事務所長の項第一項第一号、第四号及び第六号中「校長」の下に「副校長」を加え、同項第七号中「及び第五条」を「第五条、第十条、第十一条又は第十二条」に、「育児休業に関し」を「育児休業又は育児短時間勤務に関し」に改め、第二項第二号中「二級」を「特二級」に改め、第四項第一号中「、地方社会教育活動」を「並びに地方社会教育活動」に改め、「並びに芸術文化の振興普及に伴う国庫補助金」を削り、第五項第一号中「並びに芸術文化の振興普及に伴う県費補助金等」を削る。

別表十四県立学校長の項第七項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次のように加える。

- 3 特別支援学校の看護職員の任免等を行うこと。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

監査委員

監査委員告示第二号

福岡県監査委員処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	森田 俊介

福岡県監査委員処務規程の一部を改正する告示

福岡県監査委員処務規程（昭和四十五年八月福岡県監査委員告示第一号）の一部を次

のように改正する。

第二条第二項後段を削る。

第四条の見出し及び同条第一項中「委員の協議会」を「委員協議会」に改める。第五条各号を次のように改める。

- 一 監査等の年間計画及び実施方針に関すること。
- 二 監査結果の報告、公表及び監査結果に基づく意見の決定に関すること。
- 三 指定金融機関等の監査及び会計管理者が行う当該機関の検査結果報告の要求に関すること。
- 四 基金運用状況審査意見の決定に関すること。
- 五 決算審査意見の決定に関すること。
- 六 健全化判断比率審査意見及び資金不足比率審査意見の決定に関すること。
- 七 知事からの要求又は県議会の請求による監査に関すること。
- 八 県議会からの請願事項の処理に関すること。
- 九 住民からの監査請求に関すること。
- 十 職員のパ賠償責任の有無及び賠償額の決定に関すること。
- 十一 関係人の出頭、調査及び学識経験者等の意見聴取に関すること。
- 十二 重要な告示、訓令及び通達に関すること。
- 十三 外部監査に関すること。
- 十四 その他、委員が必要と認める事項

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

監査委員告示第三号

福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	森田 俊介

## 福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示

福岡県監査委員事務局事務取扱規程（昭和三十六年四月福岡県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号力を同号ヨとし、同号ワ中、「九州各県監査委員協議会その他の協議会」を「全都道府県監査委員協議会連合会及び九州各県監査委員協議会」に改め、同ワを同号力とし、同号中ヲをワとし、トからルまでをチからヲまでとし、への次に次のように加える。

ト 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。

第三条第二号口中「保健福祉部」を「新社会推進部、保健医療介護部、福祉労働部」に、「生活労働部、農政部、水産林務部」を「農林水産部」に改め、同号に次のように加える。

二 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。

第三条第三号口中「企画振興部」を「企画・地域振興部」に、「土木部」を「県土整備部」に、「出納事務局」を「会計管理局」に改め、同号に次のように加える。

二 健全化判断比率審査、資金不足比率審査及びその総括に関すること。

第十一条第一項中「総務課長」を「課長又は室長」に改め、同条第二項中「できる」の下に「なお、総務課にあつては、課長及び副課長が不在のときは課長補佐が代決することができる。」を加える。

## 附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。